

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成17年8月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1

証券取引等監視委員会事務局 総務検査課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 総括係 内線3024

直 通：03-3581-9697

F A X：03-5251-2151

情報受付 情報処理係 内線3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

# 証券取引等監視委員会の活動状況

平成17年8月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成17年8月

証券取引等監視委員会

委員長 高橋 武生

# 目 次

はじめに(公正な市場を求めて) .....	1
監視委員会の活動状況	
第1章 組 織 .....	7
第1 監視委員会 .....	7
第2 地方の事務処理組織 .....	8
第2章 犯則事件の調査・告発 .....	10
第1 概説 .....	10
第2 犯則事件の調査・告発実績 .....	11
第3章 課徴金調査 .....	23
概説 .....	23
第4章 検 査 .....	26
第1 概説 .....	26
第2 検査基本方針及び検査基本計画 .....	28
第3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携 .....	35
第4 検査実績 .....	35
第5 検査結果の概要 .....	39
第6 平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 .....	47
第5章 勸 告 .....	57
第1 概説 .....	57
第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置 .....	58
第6章 建 議 .....	73
第1 概説 .....	73
第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 .....	73
第7章 取引審査 .....	74
第1 概説 .....	74
第2 取引審査実績 .....	75

第8章	一般からの情報の受付	82
第1	概説	82
第2	情報の受付状況	83
第9章	監視活動・機能強化への取組み等	87
第1	市場監視体制の充実・強化	87
第2	新たな監視機能について	89
第3	投資家への情報提供等の取組み	92
第4	関係当局との連携	95
おわりに(個人投資家の皆様へ)		101
<b>【附属資料編】</b>		
1	監視委員会の組織・事務概要	108
1-1	組織及び事務概要	
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	
1-3	監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	
1-4	機構図	
1-5	組織・事務に係る法令の概要	
1-6	監視委員会と自主規制機関との関係の概念図	
2	監視委員会の活動実績	140
2-1	告発実施状況	
2-2	検査実施状況	
2-3	勧告実施状況	
2-4	建議実施状況	
2-5	取引審査実施状況	
3	自主規制機関の活動実績	186
3-1	日本証券業協会の活動状況	
3-2	証券取引所の活動状況	
3-3	金融先物取引業協会の活動状況	
3-4	東京金融先物取引所の活動状況	
○基本的な考え方－新体制の発足にあたって－(平成16年7月20日)		191
○証券検査に関する基本指針(平成17年7月14日公表)		193

## 凡 例

証 取 法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号。平成16年法律第164号により「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」を改題）
設 置 法	金融庁設置法（平成10年法律第130号。平成11年法律第102号により「金融再生委員会設置法」を改題）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）
金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号。平成10年総理府令・大蔵省令第33号により「証券会社の健全性の準則等に関する省令」を改題）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する府令（平成10年総理府令・大蔵省令第37号）

## はじめに（公正な市場を求めて）

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月に発足した合議制の機関です。

日本において、証券市場は、金融システムの中心を担うものとして幅広く投資者が参加できる真に厚みのあるものであることが求められており、その実現のためには、取引の公正・透明性と投資者からの信頼を確保することが不可欠です。このように、監視委員会による市場監視の充実・強化は近年とりわけ重要なものとなっています。

これまで証券分野においては、金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受けて、市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。本公表の対象期間（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで。以下「平成16事務年度」という。）においても、我が国証券市場を舞台として、社会的に強く関心を集めマスメディアにより国民に広く報道される出来事が多く見られました。

平成16年10月の西武鉄道㈱をはじめとする一連の虚偽の有価証券報告書提出問題が公になり、ディスクロージャーのあり方が証券市場における重大な問題としてクローズアップされました。監視委員会は、西武鉄道㈱に係る虚偽の有価証券報告書提出とインサイダー取引（内部者取引）が証券取引法に違反するとして、平成17年3月22日に同社等を東京地方検察庁検察官に告発するに至りましたが、この事件を契機として有価証券報告書に関連した不適切な事例の発覚が相次いだことを受け、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向けた様々な方策が金融庁において講じられました。

また、㈱ライブドアによるニッポン放送株取得を巡る一連の動向がマスメディアで大きく取り上げられました。最終的には、㈱ライブドアと㈱フ

ジテレビが和解することで収まりましたが、この過程において、企業買収と企業防衛のあり方、MSCB（転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債）などの新たな商品と企業の資金調達のあるり方など、様々な議論が巻き起こりました。さらに、外国人の日本株式への投資が増加しクロスボーダー取引が活発化している中で、シンガポール政府投資公社（GIC）の従業員によるインサイダー取引事件が発覚し、監視委員会とシンガポール通貨監督庁（MAS）とが調査協力等の連携を行った結果、同従業員に対してMASが民事制裁金を課した事例がありました。

監視委員会は、こうした新たな現象や様々な変化に対しても監視の目を向け、取引の公正を害すると疑われる行為に対する確に対応していくことが強く求められています。このため、監視委員会では、これまで、組織の充実や調査・検査能力等の向上など監視体制の充実・強化に努めてきました。平成16事務年度においては、市場監視機能の強化の一環として、平成17年4月から、インサイダー取引や相場操縦等の不正取引や虚偽の有価証券届出書等の開示書類（発行開示）の提出に対し金銭的負担を課す課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与されました。

平成16事務年度における具体的な活動の内容については各章で紹介しますが、監視委員会では、こうして与えられた権限・体制の下、犯則事件の調査、課徴金調査、証券会社等への検査のほか、日常的な市場監視を行っています。これらの監視活動の結果、取引の公正を害するような法令違反が認められた場合には、刑事告発や勧告を行うなど厳正に対処しています。

なお、平成17年7月からは、監視委員会の検査権限について、取引の公正の確保に関する検査から、財務の健全性に関する検査を含む証券関係法令に基づく立入検査全般に、検査範囲が拡大されるとともに、金融先物取引法の改正により新たに規制の対象となる外国為替証拠金取引を行う業者に対して監視委員会が検査を行うこととなりました。また、虚偽の有価証

券報告書等提出に係る検査権限が金融庁から監視委員会に委任されました。平成17年度予算においては、課徴金の調査体制や有価証券報告書等の検査体制の整備、検査範囲の拡大などの監視機能強化への対応をするため、監視委員会307人財務局等245人の552人体制と、大幅な体制の整備拡充が図られました。

さらに、第162回通常国会において証券取引法が改正され、平成17年12月以降に提出される虚偽の有価証券報告書等（継続開示）提出についても課徴金納付命令の対象となります。

監視委員会は、こうした新たに付与された権限も的確に行使し、監視委員会に与えられた責務を着実に果たすことを通じて、引き続き、公正で信頼される証券市場の保持に全力を尽くしていきます。

# 監視委員会の活動状況

# 第 1 章 組 織

## 第 1 監視委員会

監視委員会は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第 6 条等に基づき設置された、委員長及び 2 人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

### 1 委員会

監視委員会の議事は、2 人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は 3 年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

監視委員会は、平成16年 7 月20日以降 5 期目に入っており、委員長に高橋武生、委員には野田晃子及び水城武彦がそれぞれ就任している。

### 2 事務局

監視委員会の事務局は、事務局長及び次長の下に、総務検査課及び特別調査課の 2 課で構成されている。事務局の定員は、市場監視体制の大幅な整備拡充を図るため、平成17年度（注 1）予算において、平成16年度末の定員237人に対し44人の増員が認められ、17年度末で合計307人の体制（注 2）となっている。

（注 1）年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月31日までの期間をいう。以下同じ。

（注 2）増員の他に、検査の一元化に伴う金融庁検査局からの振替35人及び合理化減 9 人（事務の効率化による削減）がある。

- (1) 総務検査課は、証券取引検査官室（証券検査官室）、市場分析審査室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室及び総括部門に分かれている。
- ① 証券取引検査官室は、証券取引等の公正確保の観点から証券会社等の検査を行う。なお、平成17年7月から、金融庁からの権限の委任により、検査の範囲が証券検査全般に拡大されており、併せて名称を証券検査官室と改めた。
  - ② 市場分析審査室は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びにこれらの取引の内容の審査を行う。
  - ③ 課徴金調査・有価証券報告書等検査室は、平成17年4月の改正証取法の施行に伴い新たに設置され、課徴金の対象となる内部者取引等の不公正取引の調査（以下「課徴金調査」という。）を行う。なお、平成17年7月から、関東財務局からの権限の移管により、虚偽の有価証券届出書等提出に係る課徴金の調査及び有価証券報告書等の検査も行うこととなった。
  - ④ 総括部門は、監視委員会全体の調整部門であり、監視委員会の会議の運営や内閣総理大臣、金融庁長官等に対する勧告・建議に係る事務などを行う。
- (2) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

## 第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、監視委員会が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、平成17年度予算において証券調査官など16人の増員が認められ、合計で245人となっている。

証券取引等監視官（部門）は、証券会社等検査、取引審査、課徴金調査及び有価証券報告書等検査については監視委員会の委任を受けて、犯則事件の調査については監視委員会の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）監視委員会は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会自らその権限を行使することができる。）。

## 第2章 犯則事件の調査・告発

### 第1 概 説

#### 1 犯則事件の調査の目的及び権限

投資者が安心して参加できる証券市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正な処罰を課すことにより、証券市場が公正・公平に運営されているという投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求めることである。この犯則事件の調査権限は、市場の公正性を確保し、投資者保護を図る目的から、監視委員会の設置に伴い設けられたものである。

また、証券会社等に対する検査が、内閣総理大臣及び金融庁長官からの権限の委任に基づいて行われるのに対して、犯則事件の調査は、監視委員会職員の固有の権限として、証取法、外証法及び金先法に規定されている。権限行使の対象も証券会社等に限定されず、投資者を含め広く証券取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、本人確認法においても、証取法を準用する形で犯則事件の調査権限が監視委員会に付与されている。

具体的な権限としては、犯則疑者又は参考人（以下「犯則疑者等」という。）に対する質問、犯則疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条（平成17年7月1日法改正より第171条）、本人確認法第18条）とがある。

## 2 犯則事件の範囲等

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第14条）で定められている。主なものとしては、証券会社等を対象とする損失補てんのほか、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、相場操縦などがある（附属資料134頁以下参照）。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

監視委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を監視委員会に報告し（証取法第223条、外証法第53条、金先法第119条、本人確認法第18条）、監視委員会は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐこととなっている（証取法第226条、外証法第53条、金先法第122条、本人確認法第18条）。

## 第2 犯則事件の調査・告発実績

平成16事務年度の告発事案は、いずれも証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な事案であったが、特に社会に大きな影響を与えたものとして、西武鉄道㈱に係る虚偽の有価証券報告書提出及び同社株券に係る内部者取引が挙げられる。平成16年10月の西武鉄道㈱等による虚偽記載の公表以降、ディスクロージャーをめぐる不適切な事例が相次いで判明した。この西武鉄道㈱に係る事件については平成17年3月に告発した。

また、平成16年11月には、いわゆるデイトレーダーと呼ばれる個人投資家のインターネット取引による相場操縦事件として、初めて告発をした

(真柄建設他2銘柄事件)。この事件の嫌疑者は、北海道の自宅からインターネット取引の方法により犯則行為を行っており、同様の行為が全国のいかなる所からでも行えることを改めて認識させる事案となった。

また、同年12月には㈱メディア・リンクスに係る虚偽の有価証券報告書提出事件について告発したが、本事件においては多数のIT企業が商流に入った架空取引の実態が判明した。

さらに、平成17年3月には、チノン事件として、中央省庁勤務の公務員が法令に基づく権限を利用して行った初の内部者取引事件を、同年6月にはキャノンソフトウェア事件として、広告代理店の社員が法定公告掲載の契約を利用して行った内部者取引事件を告発した。

## 1 犯則事件の調査の実施状況

平成16事務年度においては、「㈱メディア・リンクスの株券に係る内部者取引、風説の流布及び偽計、同社に係る虚偽の有価証券報告書提出」、「南野建設㈱の株券に係る内部者取引、相場操縦」、「西武鉄道㈱の株券に係る内部者取引及び同社に係る虚偽の有価証券報告書提出」、「日信工業㈱の株券に係る相場操縦」の嫌疑により、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対し強制調査を実施した。

また、このほか必要な任意調査を行った。

## 2 告発の状況

監視委員会は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引につき6件・10名（メディア・リンクス事件、シーエスケイコミュニケーションズ事件、チノン事件、南野建設事件、西武鉄道事件、キャノンソフトウェア事件）、風説の流布及び偽計につき1件・2名（メディア・リンクス事件）、相場操縦につき2件・2名（真柄建設他2銘柄事件、日信工業事件）、虚偽の有価証券報告書提出につき2件・4名（メデ

ア・リンクス事件、西武鉄道事件)の合計11件・18名について、証取法に違反するとして検察官に告発した。

この結果、監視委員会が発足以来行った告発は、内部者取引33件・89名、損失補てん7件・44名、風説の流布5件・9名、相場操縦9件・23名、偽計3件・7名、虚偽の有価証券報告書等提出16件・67名及び大量保有報告書の不提出1件・1名であり、合計として74件・240名となる。

(注)風説の流布・偽計の2件及び風説の流布・虚偽の大量保有報告書提出1件については、風説の流布として計上している(附属資料140頁以下の告発事件の概要一覧表参照)。

なお、告発した事案の概要は、以下のとおりである。

#### (1) メディア・リンクス事件(その1 内部者取引)

監視委員会は、㈱メディア・リンクスの株券に係る内部者取引が証取法(第166条第1項、会社関係者の禁止行為)に違反するとして、平成16年11月2日、犯則嫌疑者1人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

#### 〔告発の対象となった犯則事実〕

㈱メディア・リンクスは、平成15年5月、同社の同年3月期決算に係る純利益の予想値の修正及び配当予想の修正を公開した。

同社の代表取締役であった犯則嫌疑者Aは、上記の純利益及び配当について、同年2月に公表されていた直近の予想値と新たに算出した予想値に差異が生じた事実を知り、その公表前に㈱メディア・リンクスの株券を売り付けて損失を回避しようと企て、同年5月、同人の親族名義を使用して、同社の株券456株を約1,815万円で

売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成16年11月2日、被告発人Aについて公訴の提起が行われた。平成17年5月2日、大阪地方裁判所において、後述するメディア・リンクス事件（その2 風説の流布及び偽計）及び同（その3虚偽の有価証券報告書提出）の計3件により懲役3年6月、罰金200万円の判決が言い渡されたが、同月13日控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。

(2) メディア・リンクス事件（その2 風説の流布及び偽計）

監視委員会は、㈱メディア・リンクスの株券に係る風説の流布及び偽計が証取法（第158条等、風説の流布の禁止、偽計の禁止）に違反するとして、平成16年11月19日、犯則嫌疑法人1社（㈱メディア・リンクス）及び犯則嫌疑者1人を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人㈱メディア・リンクスの代表取締役であった犯則嫌疑者Aは、同社の業務に関し、同社の株価を騰貴させるために、平成15年8月、大阪証券取引所において、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに払込期日までに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した上、同年9月ころ、同社が運営するウェブサイト上において、社債の払込みにより組み入れられた財産がなく、新株予約権を行使しても増加した資本金を充実させるべき資産がないのに、社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨の虚偽の事実を発表し、風説を流布するとともに、偽計を用いた。

〔告発後の経緯〕

平成16年11月22日、被告発法人(株)メディア・リンクス及び被告発人Aについて公訴の提起が行われた。(株)メディア・リンクスについては、平成17年5月2日、大阪地方裁判所において罰金500万円の判決が言い渡されたが、同月13日控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である。Aについては前述のとおりである。

(3) 真柄建設他2銘柄事件(相場操縦)

監視委員会は、真柄建設(株)他2銘柄の株券に係る相場操縦が証取法(第159条第2項、相場操縦的行為の禁止)に違反するとして、平成16年11月30日、犯則嫌疑者1人を釧路地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者Aは、東京証券取引所市場第一部上場銘柄である真柄建設(株)の株式につき、平成15年7月下旬、(株)ヤマタネの株式、岩崎通信機(株)の株式につき、同年8月上旬、各株式の買い気配値及び株価の高値形成を図り、各株式の売買を誘引する目的をもって、北海道釧路市の自宅において、インターネット取引の方法により、自己名義で多数の証券会社を介し、約定させる意思がないにもかかわらず、最良買い気配値を1円ないし4円下回る買い注文を多数かつ大量に出し、厚い買い板を形成することにより、高値の買付けを誘引し、株価を上昇させるなどして、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ各株式の相場を変動させる一連の売買の委託をした。

(4) メディア・リンクス事件(その3 虚偽の有価証券報告書提出)

監視委員会は、(株)メディア・リンクスに係る虚偽の記載のある有

価証券報告書の提出が証取法（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成16年12月9日、犯則嫌疑法人1社（株）メディア・リンクス）及び犯則嫌疑者1人を大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑法人株）メディア・リンクスの代表取締役であった犯則嫌疑者Aは、同社の業務に関し、平成15年3月期決算において、架空売上及び架空仕入を計上するなどの方法により、同年6月、近畿財務局長に対し、虚偽の記載のある損益計算書及び貸借対照表等を掲載した有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成16年12月10日、被告発法人株）メディア・リンクス及び被告発人Aについて公訴の提起が行われた。その後の経緯については前述のとおりである。

(5) シーエスケイコミュニケーションズ事件（内部者取引）

監視委員会は、株）シーエスケイコミュニケーションズの株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成17年1月26日、犯則嫌疑法人1社（株）祐キャピタル総合研究所）及び犯則嫌疑者2人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

株）シーエスケイコミュニケーションズ（以下「CCO」）は株）シーエスケイ（以下「CSK」）との株式交換によりCSKの完全子会

社となることについての決定をし、平成14年9月、その旨を公開した。

犯則嫌疑者Aは、CCOとの株式の上場等に関する業務委託契約を締結していたシーエスケイベンチャーキャピタル(株)の役員であったもの、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑法人(株)祐キャピタル総合研究所の代表取締役であったものであるが、

同Aは、その職務に関し、上記重要事実を知り、その公表前にCCOの株券を買い付けて利益を得ようと企て、同年8月から9月にかけて、自己の知人及び同Bの名義を使用して、同社の株券85株を約2,258万円で買い付け

同Bは、同Aから、同人が職務に関して知った上記重要事実の伝達を受け、その公表前にCCOの株券を買い付けて利益を得ようと企て、犯則嫌疑法人の業務等に関し、同年8月から9月にかけて、同法人名義で同社の株券27株を約670万円で買い付けたほか、自己名義でも同社の株券10株を約266万円で買い付けた。

#### 〔告発後の経緯〕

平成17年5月6日、被告発法人(株)祐キャピタル総合研究所及び被告発人Bについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

#### (6) チノン事件（内部者取引）

監視委員会は、チノン(株)の株券に係る内部者取引が証取法（第167条第1項、公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成17年3月14日、犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株) (以下「K J D P D」) は、産業活力再生特別措置法 (以下「産活法」) の適用を前提として、チノン(株) について公開買付けを行うことを決定し、平成16年1月、その旨を公開した。

犯則嫌疑者 A は、経済産業省の職員として K J D P D とチノン(株) が共同して認定申請した産活法に基づく事業再構築計画の審査・認定事務に従事していたものであるが、その審査・認定事務の過程において、上記重要事実を知り、その公表前にチノン(株) 株券を買い付けて利益を得ようと企て、自己及び妻名義で、同社の株券4万1,000株を約1,145万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成17年6月22日、被告発人 A について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

(7) 南野建設事件 (内部者取引)

監視委員会は、南野建設(株)の株券に係る内部者取引が証取法 (第166条第1項、会社関係者の禁止行為) に違反するとして、平成17年3月22日、犯則嫌疑者2人を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

南野建設(株)は、同社が第三者割当増資による新株の発行を行うことについて決定をし、平成14年9月、その旨を公開した。

犯則嫌疑者 A は同社の執行役員関西事業部長兼和歌山支店長をしていたもの、犯則嫌疑者 B は同 A の妻であるが、同 A が、その職務に関し、同社が上記決定をした旨の重要事実を知り、その公表前に

南野建設(株)株券を買い付けて利益を得ようと企て、共謀の上、同年8月から9月までの間、同B名義で、同社の株券3万7,000株を約141万円で買い付けた。

〔告発後の経緯〕

平成17年3月22日、被告発人A、同Bについて公訴の提起が行われた。Aについては、同年6月27日、大阪地方裁判所において懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金80万円、追徴金約625万円、Bについては、同日、同裁判所において懲役1年（執行猶予3年）、罰金50万円、追徴金約625万円の判決が言い渡され、それぞれの裁判は確定した。

(8) 西武鉄道事件（その1 虚偽の有価証券報告書提出）

監視委員会は、西武鉄道(株)に係る虚偽の有価証券報告書の提出が証取法（第197条第1項第1号等、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成17年3月22日、犯則嫌疑法人1社（西武鉄道(株)）及び犯則嫌疑者1人を東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

(株)コクドの取締役会長であった犯則嫌疑者Aは、犯則嫌疑法人西武鉄道(株)代表取締役社長らと共謀の上、同社の業務に関し、平成16年6月、関東財務局長に対し、(株)コクドの所有に係る同西武鉄道(株)株式数につき、発行済株式総数に対する所有割合が約65%であるにもかかわらず、その所有割合を約43%などとする重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

〔告発後の経緯〕

平成17年3月23日、被告発法人西武鉄道(株)及び被告発人Aについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

(9) 西武鉄道事件（その2 内部者取引）

監視委員会は、西武鉄道(株)の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第3項等、会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成17年3月22日、犯則嫌疑法人1社（(株)コクド）及び犯則嫌疑者1人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者Aは、平成16年5月ころ、その職務に関し、西武鉄道(株)の有価証券報告書に継続的に(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式数等について虚偽の記載をしてきた事実を知り、その公表前に、その株式を売却してその株式数等について減少させようと企て、同年9月(株)コクドの従業員らと共謀の上、同社の業務等に関し、他社に対し、同社が所有する株式を売り付けた。

〔告発後の経緯〕

平成17年3月23日、被告発法人(株)コクド及び被告発人Aについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

(10) キヤノンソフトウェア事件（内部者取引）

監視委員会は、キヤノンソフトウェア(株)の株券に係る内部者取引が証取法（第166条第1項、会社関係者の禁止行為）に該当すると

して、平成17年6月10日、犯則嫌疑者1人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

キヤノンソフトウェア㈱は、株式の分割を行うことについての決定をし、平成14年6月、その旨を公開した。

犯則嫌疑者Aは、キヤノンソフトウェア㈱との間で、同社の株式分割に関する法定公告掲載の業務委託契約を締結していた法人の社員であったものであるが、同契約の締結に関し、上記重要事実を知り、その公表前にキヤノンソフトウェア㈱株券を買い付けて利益を得ようと企て、同年5月、自己名義で、同社の株券4,000株を買い付けた。

(11) 日信工業事件（相場操縦）

監視委員会は、日信工業㈱の株券に係る相場操縦が証取法（第159条第1項、相場操縦的行為の禁止）に該当するとして、平成17年6月20日、犯則嫌疑者1人を、東京地方検察庁検察官に告発した。

〔告発の対象となった犯則事実〕

犯則嫌疑者Aは、平成13年7月下旬から同年8月上旬までの間、東京証券取引所市場第二部に上場されていた日信工業㈱の株券につき、

その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値の買い注文を発注して高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約20万株を買い付ける一方、同株券合計約16万株を売り付け、大量の下値の買付け注文をして下値を支えるなどの方法により、同

株券合計約5万株の買付けの委託をして、その株価を4,190円から4,860円まで高騰させるなど、いわゆる株価の変動操作等を行うとともに、

他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、同株券合計約10万株について、自己のする売付けと同時期に別途自己において買付けをし、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った。

〔告発後の経緯〕

平成17年6月21日、被告発人Aについて公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

## 第3章 課徴金調査

### 概 説

#### 1 調査の目的及び権限

課徴金制度とは、内部者取引等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、証取法の一定の規範の違反者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準については、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定している。

監視委員会は、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、平成17年4月1日、課徴金制度の導入に伴い、課徴金調査・有価証券報告書等検査室を設置した。監視委員会は、課徴金調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告することとなる。

監視委員会は、証取法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、課徴金調査のため事件関係人等に対し調査を行う。

課徴金調査（虚偽の有価証券届出書等提出を除く。）の権限は、証取法第177条で定められており、

- ① 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- ② 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

虚偽の有価証券届出書等提出に係る課徴金調査の権限は、証取法第26条で定められており、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であ

ると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者に対し、

- ① 参考となるべき報告又は資料の提出を命じること
- ② その者の帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

## 2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

具体的な課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおり。

- (1) 虚偽の有価証券届出書（募集・売り出しの発行開示）等の提出（証取法第172条）

課徴金額：募集・売出価額の1%（株券等は2%）

- (2) 風説の流布・偽計（証取法第173条）

課徴金額：風説の流布・偽計という違反行為終了後1ヶ月以内に売付けした価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後1ヶ月以内に買付けした価額を控除した額

- (3) 相場操縦（証取法第174条）

課徴金額：相場操縦という違反行為による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後1ヶ月以内に行われたものによる利得の合計額

- (4) 内部者取引（証取法第175条）

課徴金額：重要事実の公表前6ヶ月以内に売付けした価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から

重要事実の公表前 6 ヶ月以内に買付けた価額を控除した額

(注) 第162回国会において、議員立法として平成17年 6 月22日に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」により、平成17年12月 1 日以降の虚偽の有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等提出についても、課徴金納付命令の対象となった。

課徴金額： 300万円又は株式の市場価格の総額等の0.003%のいずれか大きい額（虚偽の有価証券報告書を提出した場合）  
等

# 第4章 検 査

## 第1 概 説

### 1 取引の公正の確保に係る検査

#### (1) 検査の意義及び対象

監視委員会は、証取法、外証法及び金先法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券取引等の公正の確保に係る規定の遵守状況を監視するため、証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これらの検査は、公益及び投資者の保護を図ることを目的とし、勧告を行う等により、内閣総理大臣及び金融庁長官の証券会社等に対する行政上必要な措置及び施策に資するものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、監視委員会は、自らその権限を行使することができる。）。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

証券会社及び当該証券会社を子会社とする持株会社

（証取法第59条第1項、第194条の6）

証券会社の親銀行等若しくは子銀行等

（証取法第59条第3項、第194条の6）

登録金融機関及び当該登録金融機関を子会社とする持株会社

（証取法第65条の2第10項、第194条の6）

証券仲介業者

（証取法第66条の20、第194条の6）

証券業協会

（証取法第79条の14、第194条の6）

証券取引所及び当該証券取引所の子会社

（証取法第151条、第194条の6）

外国証券取引所	(証取法第155条の9、第194条の6)
外国証券会社	(外証法第31条第1項、第42条)
特定金融機関	(外証法第31条第2項、第42条)
許可外国証券業者	(外証法第31条第3項、第42条)
金融先物取引所、その子会社、その会員及びその取引参加者	(金先法第52条第1項、第92条)
外国金融先物取引所及びその外国金融先物取引所参加者	(金先法第55条の10第1項、第92条)
金融先物取引業者	(金先法第77条第1項、第92条)
金融先物取引業協会	(金先法第90条第1項、第92条)

## (2) 検査の範囲

検査の範囲は、政令で定められている（証取法施行令第38条、外証法施行令第20条、金先法施行令第9条）。具体的には、証券会社については、証券会社又はその役員若しくは使用人の禁止行為（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、特別の利益提供を約して勧誘する行為等）、損失保証・損失補てんの禁止、相場操縦の禁止、内部者取引の禁止等についての規定に関するものを検査することとされている（附属資料120頁以下参照）。

## 2 本人確認法に係る検査

### (1) 検査の意義及び対象

監視委員会は、本人確認法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、証券会社等が顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存等に関する措置をとっているかを点検するため、

証券会社等に対して臨店等により検査を行う。

これは、検査を実施することにより証券会社等の顧客管理体制の整備を促進させること等を目的とするものである。

なお、監視委員会は、検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば監視委員会は、自らその権限を行使することができる。）。

具体的な検査及び報告・資料の徴取の対象は、以下のとおりである。

- ① 証券会社（本人確認法 第7条、第8条、第13条4項1号）
- ② 外国証券会社（本人確認法 第7条、第8条、第13条4項1号）
- ③ 金融先物取引業者  
（本人確認法 第7条、第8条、第13条4項1号）
- ④ 登録金融機関（本人確認法 第7条、第8条、第13条4項2号）

## (2) 検査の範囲

本人確認法に規定されている検査及び報告・資料の徴取権限に基づいて、証券会社等が顧客等との間で有価証券の売買の取次ぎ等を行うに際して、例えば、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合や、顧客が本人の氏名、住居及び生年月日（法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を偽っている疑いがある場合において、本人確認（本人確認法第3条）を行っているか、本人確認を行った場合の本人確認記録の作成・保存（本人確認法第4条）がされているか等について検査することとされている。

## 第2 検査基本方針及び検査基本計画

検査に係る事務の運営は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる

1年間を検査事務年度として行われる。

監視委員会は、検査事務年度ごとに、自らが行う検査及び財務局長等が行う検査を計画的に管理・実施するため、検査基本方針及び検査基本計画を策定する。

検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、検査基本計画においては、国内証券会社、外国証券会社、登録金融機関等のうち、その検査事務年度の検査の対象とするものの種類、数等を定めている。

平成16事務年度については、平成16年7月1日、検査基本方針及び検査基本計画を以下のとおり定めた。

## 平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

### 1 検査基本方針

#### (1) 基本的考え方

監視委員会の検査は、証券市場をめぐる環境の変化に即応しつつ、取引の公正確保や個人投資家の保護を図ることを基本的考え方として実施してきている。具体的には、市場ルール等の遵守状況を最重点項目とし、併せて、営業姿勢や内部管理体制についても検証するとともに、金融庁等に対して個別証券会社の行政処分等を求める勧告を行い、また、個人投資家保護の観点等から新たな市場ルールの整備についての建議を行ってきているほか、様々な情報等に基づく機動検査を積極的に実施するとともに、自主規制機関や金融先物取引業者に対する検査も行っている。

平成16検査事務年度（平成16年7月～17年6月）の検査においても、基本的にはこれらの路線を維持し、監視委員会の使命に則り、証券市場等における取引の公正の確保を図り、市場に対する

投資者の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

(2) 平成15検査事務年度検査結果

平成15検査事務年度（平成15年7月～16年6月）の検査結果をみると、いわゆる適合性原則違反、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為、法人関係情報の不十分な管理状況など一部の証券会社においては重大な法令違反行為が認められている。

また、営業姿勢面では、海外で他社が組成した複雑な商品を証券会社が国内で販売する際に、証券会社側の商品内容に対する理解が十分でないまま、顧客に対する商品内容の説明等が十分行われていない不適切な投資勧誘に係る事例が認められている。

さらに、内部管理面では、特に法令違反行為の指摘を行った証券会社において、当該行為発生の要因となる内部管理体制の不備が認められている。

金融先物取引業者に対する検査結果をみると、多数の顧客に対する損失補てん等の重大な法令違反行為や過当勧誘といった著しく不当な行為が認められている。

(3) 平成16検査事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の検査結果等を踏まえ、平成16検査事務年度における証券会社等検査は、特に以下の点に重点を置いて実施することとする。

① 事務運営重点事項

(a) 検査対象会社の弾力的選定

検査対象会社については、市場の動向等に的確に対応する

という観点から弾力的に選定することとし、その際、情報の収集・分析体制の強化による各種情報の活用に加え、証券市場を取り巻く情勢、他社の検査において把握された情報、前回検査の結果、検査周期等を総合的に勘案する。その上で、個別会社の状況に応じた的確かつ効率的な検査の実施に努めるなど、より実効性のある検査運営に努める。

(b) 機動検査の一層の推進

証券取引に係る各種情報等を有効に活用し、証券市場の新たな動向や個別の取引に係る情報等を端緒とした機動検査を一層推進する。

(c) 証券仲介業者を含めた一体的・機動的な検査の実施

証券仲介業者制度は、平成16年4月から導入されたところであるが、その業務内容は、直接、顧客と接触し有価証券の売買等について投資勧誘を行うなど、投資家保護の観点からは極めて重要な役割を担っている。したがって、証券仲介業者に対しても厳正かつ的確な検査を実施する。なお、その方法としては、効率性の観点から、委託契約関係にある証券会社等に対する検査と一体的・機動的な形での検査を原則とする。

(d) 検査結果の有効活用

検査の結果を踏まえて、金融庁に対して法規制や自主規制ルールのあり方について積極的に建議を行うほか、勧告に至らないような事案についても、法令違反行為や営業姿勢その他の問題点が認められた場合であって他の証券会社等への警鐘となり得るものについては情報を開示し、法令違反行為等

の未然防止等を図るなど、実効性のある柔軟な対応をとる。

(e) 財務局監視官部門との合同検査の積極化

委員会と財務局監視官部門との検査ノウハウや検査認識の共有等の観点から、委員会と財務局との間で相互に検査官を派遣することなどにより、これまで以上に合同検査の積極化を図る。

(f) 検査の効率化の推進等

金融庁検査局との同時検査を引き続き推進するほか、平成17検査事務年度（平成17年7月～18年6月）からの検査体制の一元化を踏まえ、検査事務の一層の効率化を図るため金融庁検査局や自主規制機関との情報交換を積極的に推進するとともに、一元化に向けた準備を進める。

また、海外監視当局との情報交換や海外実地調査等を積極的に推進する。

② 検査重点事項

(a) 会社責任の重点的検証と行為者の特定

検査においては、法令を中心とした市場ルール等の遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制を検査基本項目とし、特に、会社の責任について重点的に検証を行うとともに、責任の所在の明確化や再発防止等のために可能な限り行為者を特定する。

(b) 投資家保護の観点からの投資勧誘状況の検証

個人投資家保護及び誠実かつ公正な営業姿勢の確保の観点から、適切な投資勧誘が行われているか、特に個人投資家等に対して、デリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や新し

いタイプの金融商品を販売する際に、投資効果や市場要因の変化の状況等の説明において誤解を生ぜしめるべき表示等の法令違反行為が行われていないか、いわゆる適合性原則の観点から問題はないか、また、販売証券会社が商品の特性、リスク及び手数料等を十分理解した上で適正な説明等が行われているかなどを的確に検証する。

(c) 公正な価格形成を阻害する行為の検証

公正かつ透明性の高い健全な市場構築のための根幹である公正な価格形成を阻害するような行為を行っている証券会社やそのような行為を受託している証券会社に対しては、厳正に検査を実施するとともに、その売買審査体制等に対する踏み込んだ検証を行う。また、インターネット取引を取り扱う証券会社については、その非対面性といった特質を考慮した売買審査体制等についても検証する。

(d) 法人関係情報に係る管理体制の検証

多数の顧客に法人関係情報を提供して勧誘する行為や法人関係情報の管理の状況が不公正取引の防止上十分でないと思われる状況により業務を営んでいる証券会社が認められたことにかんがみ、今後のエクイティ・ファイナンスによる資金調達が増加が見込まれることなども踏まえ、取引の公正性を確保する観点から、法人関係情報の適正な管理についての法令の理解の状況やその管理体制を重点的に検証する。

(e) 登録金融機関に対する弊害防止措置等の遵守状況の検査

登録金融機関において、投資信託の販売量が大きく増加していることや平成16年12月からの証券仲介業の解禁に伴い株

式等の取扱いが可能となること等にかんがみ、弊害防止措置等に関する法令遵守状況について重点的に検証することによって実効性の確保を図るとともに、登録金融機関に対する検査周期を大幅に短縮する。

(f) 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検査し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

## 2 検査基本計画

### (1) 証券会社等検査

国内証券会社	94社（うち財務局等が行うもの82社）
外国証券会社	16社
登録金融機関	25社（うち財務局等が行うもの20社）

(注1) 上記検査に代えて、機動検査及び自主規制機関に対する検査を実施することがある。

(注2) 国内証券会社については、上記のほか、支店のみを対象とした検査を23支店実施する。

(注3) 上記以外に証券会社等の検査に併せ、必要に応じて証券仲介業者に対する検査を実施する。

### (2) 金融先物取引業者等検査

金融先物取引業者等 原則として、証券会社等検査の際併せて実施する。

### 第3 金融庁長官の行う証券会社等検査との連携

監視委員会が行う証券会社等の取引の公正確保に係る検査と金融庁長官が行う財務の健全性等に係る検査は、これまでも必要に応じて連携を図りつつ実施してきたところであり、これらの検査を、同時期に、同一の証券会社等に対して着手する検査（以下「同時検査」という。）を行うなど、より効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところである。

平成16事務年度においては、証券会社7社について同時検査に着手した（附属資料161頁参照）。このほか、財務局等においては、証券会社33社に対して監視官部門が行う取引の公正確保に係る検査と理財部検査官部門が行う財務の健全性等に係る検査を同時に着手した。

### 第4 検査実績

#### 1 検査計画及びその実施状況

- (1) 平成16事務年度における監視委員会及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである。

##### ① 証券会社等検査

監視委員会及び財務局長等は、平成16事務年度において、証券会社110社及び登録金融機関25社に対する検査計画を策定していたが、検査着手件数は、証券会社113社及び登録金融機関27社であった。

これらの内訳は、監視委員会が検査に着手したものが国内証券会社13社、外国証券会社17社及び登録金融機関7社であり、財務局長等が検査に着手したものは、国内証券会社83社及び登録金融機関20社であった。

なお、平成16事務年度中に、意見申出制度に基づく意見申出書の提出はなかった。

(注) 意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成13年10月以降に着手した検査において適用されているもので、検査中に十分議論を尽くした上で意見相違となった事項につき、被検査法人が監視委員会事務局長あてに意見申出書を提出するものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成15事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった証券会社23社、登録金融機関4社及び自主規制機関1社については、平成16事務年度中にすべての検査が終了している。

また、平成16事務年度において着手したもののうち、国内証券会社83社、外国証券会社12社及び登録金融機関24社については、同事務年度中に被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了している（別表参照）。

## ② 金融先物取引業者等検査

平成16事務年度においては、証券検査の際、併せて検査を実施した（18社）。

## ③ 自主規制機関

平成15事務年度に(株)名古屋証券取引所の検査に着手していたが、平成16事務年度中に同取引所に対し検査結果通知書を交付し、検査を終了した。

(2) 平成16事務年度中に検査が終了したもの（平成15事務年度以前に検査着手分を含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた17件（証券会社16社、登録金融機関1社及び外務員32人）については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告を行い、これを受けて行政処分等が実施されている（第6章「勧告」参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、行政担当部局へ連絡している。これを受けて、行政担当部局は、被検査会社に対して改善策等の報告を求めている。

(3) 平成16事務年度における特色としては、登録金融機関（証券業の登録を受けた金融機関）に対する検査着手件数が、昨年（13件）と比較して27件と大幅に増加していることが挙げられる。これは、投資信託の取扱量の増加や平成16年12月からの証券仲介業の解禁等に伴い、登録金融機関に対する検査を重点的に行ったことによるものであり、その結果、監視委員会発足以来、初めて登録金融機関に対し行政処分等を求める勧告（本文70頁以下参照）を行った。

また、効率的かつ効果的な検査の実施の観点から、各種情報を活用した機動的な検査や資本関係にある証券会社や登録金融機関に対する同時一斉検査を実施した。

別表 平成16事務年度の検査実施状況

区 分	検査計画	検査着手	検査終了
証券会社	110社	113社	95社
国内証券会社	94社	96社	83社
監視委員会	12社	13社	12社
財務局長等	82社	83社	71社
外国証券会社	16社	17社	12社
登録金融機関	25社	27社	24社
監視委員会	5社	7社	6社
財務局長等	20社	20社	18社

(注1) 検査終了欄は、平成16事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 特別検査は検査計画には計上していないが、検査着手及び検査終了には計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが23支店（うち、検査を終了したものは23支店）ある。

(注4) 外国証券会社は、監視委員会が検査を実施している。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成16事務年度に検査着手した監視委員会検査及び財務局等検査（支店単独検査を除く。）の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、国内証券会社97人・日、外国証券会社125人・日、登録金融機関42人・日となっている。なお、国内証券会社の最少検査投入人員は12人・日、最多検査投入人員は947人・日となっている。

## 第5 検査結果の概要

### 1 証券会社に対する検査

#### (1) 検査において認められた問題点

平成16事務年度に検査が終了した証券会社は118社（特別検査を含み、支店単独検査は含まない。）であるが、このうち55社において問題点が認められた。問題点が認められた55社中、45社において市場ルール等の違反行為が認められたほか、証券会社の営業姿勢や内部管理体制に関する問題点も多数認められた（附属資料160頁参照）。また、前回検査で指摘した問題点については、各社ともおおむね改善はされているが、一部の証券会社においては過去の検査と同一の問題が引き続き発生しているものが認められた。特に、前回までの検査において、複数回にわたり取引一任勘定取引の契約の締結をする行為について指摘を受けているにもかかわらず、平成16事務年度においても同様な法令違反行為を行っていた証券会社が認められており、会社勧告を行った。

#### (2) 問題点が認められた事例

イ 市場ルール等の遵守状況については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

A 法令違反（①～⑦については勧告を行っており、第5章第2「1 証券会社の処分を求める勧告」及び「2 役職員の処分を求める勧告」で記述する。⑧～⑫については、勧告を行っていないが、①～⑦と同様に証券会社に対し通知を行い、そのうち、新たな指摘であるなど、他社に対する警鐘となり得るものについては、四半期に一度の割合でホームページに概要を公表している）。

- ① 向い呑み行為
- ② 取引一任勘定取引の契約を締結する行為
- ③ 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- ④ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託をする行為
- ⑤ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買
- ⑥ 投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況
- ⑦ 有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認を行わない行為又は本人確認記録を作成しない行為
- ⑧ 取引報告書の不交付〔証取法第41条〕

証券管理部長は、顧客に対して、あらかじめ書面等により取引報告書の交付を要しない旨の了承を得ることなく、平均単価取引が記載された報告書を交付するだけで、個別の原取引について取引報告書を交付していなかった。
- ⑨ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〔証取法第42条の2第1項第3号〕

営業員は、顧客の有価証券の売買に関して生じた損失の一部を補てんするため、名目を見舞金とした上で、現金を当該顧客口座に入金する方法により、財産上の利益を提供していた。
- ⑩ 法人関係情報に関する不十分な管理の状況〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第4号〕

当社は、法人関係情報を公表前に入手したが、内部管理統

括部売買管理グループへの法人関係情報報告書の提出がなされておらず、また、報告を受けるべき内部管理統括部売買管理グループにおいても情報入手の事実を認識しながら報告書提出状況を管理せずに放置している他、情報受領日から公表前日までの間、売買手口の監視が行われていなかった。

- ⑪ 顧客に関する非公開情報を特定法人等から受領又は提供する行為〔証取法第45条第3号に基づく行為規制府令第12条第1項第7号〕

日本国債部の営業員は、顧客の非公開情報が記載された収益表を顧客から情報共有同意書を得ることなく、当社と共通の親会社を持つデリバティブ専業会社から受領していた。

- ⑫ 政令で定めるところに違反した空売り〔証取法第162条第1項第1号〕

i 営業員は、顧客から受注した50単元を超える信用新規売り注文を、証券取引所の直近公表価格を下回る価格で発注していた。

ii 営業員は、株券を有しないで行った売り注文を空売りであるか否かの別を確認せずに受託し、空売りを明示することなく取次証券会社に申込みを行っていた。

## B 自主ルール違反

- ⑬ 外国証券取引口座設定申込書受入れ前の注文の受託・執行〔日証協公慣規第4号「外国証券の取引に関する規則」第3条第2項〕

当社は、顧客から外国口座申込書の提出を受け入れることなく、外国証券の取引の注文を受託、執行していた。

- ⑭ 取引の公正性を確保せずに行った外国債券の取引〔日証協公慣規第4号「外国証券の取引に関する規則」第18条第1項〕

当社は、合理的な方法で算出された社内時価を基準として適性な取引価格により取引を行わず、その取引の公正性を確保していなかった。

- ⑮ **営業員による無断売買**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第4号〕

営業員は、顧客の同意を得ることなく、当該顧客の計算により有価証券の売買を行っていた。

- ⑯ **地場出し**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第5号〕

営業員は、他社に開設している自分名義の口座を使用し、株券の売買注文を出していた。

- ⑰ **営業員による名義貸し**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第11号〕

営業員は、顧客の有価証券の売買について、自己と特別の関係にある者の名義を使用させていた。

- ⑱ **仮名取引の受託**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第12号〕

営業員は、顧客が本人名義以外の名義を使用していることを知りながら、注文を受託、執行していた。

- ⑲ **営業員による名義借り**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第13号〕

営業員は、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を行っていた。

- ⑳ **業務に関する書類の未交付**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第16号〕

本店店長は、顧客に対し交付すべき受入保証金明細等の書類を会社内の自己の机の中等に保管しており、遅滞なく顧客

に交付していなかった。

⑳ **営業員による顧客との金銭貸借**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号〕

営業員は顧客との取引に際し、信用取引保証金の一部に充当する等の目的で立替えを行っていた。

㉑ **従業員限りの広告**〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第20号〕

営業員は、顧客に対し投資信託の組入株式銘柄を勧誘するに際し、社内向け資料を切り貼りした上で、加筆をし、支店広告審査担当者の審査を受けることなく顧客にFAXにより送信していた。

ロ **営業姿勢**については、一部の証券会社において、次のような問題点が認められた。

① **同一通貨建て外国商品の乗換勧誘時における不適正な取扱い**

同一通貨建て外国商品の乗換えに際して、外貨決済についての誤った認識から、顧客に為替手数料の説明をしなかったこと及び外貨決済が可能との選択肢を与えなかったことの結果、複数の顧客に対し無用な為替手数料を負担させていた。

② **投資信託の乗換えに伴うスイッチングの一部未利用**

ファンド間の同日乗換えに際して、販売手数料が減額されるスイッチング制度の利用に当たり、適切な手続きを取らなかったことから、当該制度の未利用となり、複数の顧客に対し、無用な手数料を負担させていた。

ハ **内部管理体制**については、一部の証券会社において、次のよう

な問題点が認められた。

### ① 売買審査の不備

自己売買における作為的相場形成が疑われる行為について、ディーラーの売買取引に対する審査が十分に行われておらず、売買審査が機能しない体制となっていた。

### ② 顧客管理の不備

転居先不明等で取引報告書等の郵便物が未着になっている顧客に対し、長期にわたり、取引報告書等の未着のまま顧客の取引を継続させており、顧客管理体制に不備が認められた。

### ③ 法令遵守意識の欠如

経営陣は、社内検査において中国株式の一斉買付け等の異常な取引が行われている疑いがあると把握していたにもかかわらず、営業を優先した営業員による法令違反行為を看過するなど、法令遵守意識が欠如していると認められた。

## 2 登録金融機関に対する検査

平成16事務年度に検査が終了した登録金融機関は28社であるが、登録金融機関に対する検査については、証券会社に対する検査と同様、市場ルール等の遵守状況、投資勧誘等の営業姿勢、内部管理体制の点検を行った。その結果、一部の登録金融機関において、次のような問題点が認められた。

### A 法令違反（①～②については勧告を行っており、第5章2「3 登録金融機関の処分を求める勧告」で記述する。）

- ① 有価証券の私募の取り扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- ② 信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為
- ③ なりすましの疑いのある取引について本人確認を行わない

行為〔本人確認法第3条第1項〕

親族口座を使用した投資信託の売買を行った際、本人確認を行っていなかった。

## B 自主ルール違反

- ④ 国債窓販に係る取引報告書交付方法の不備〔日証協公慣規第6号「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第13条第1項〕

国債等公共債の売買に関する事務取扱要領を制定しているが、取引報告書の交付方法を規定していなかった。また、取引報告書を郵送するという認識がない営業員は取引報告書を郵送せず顧客に手交していた。

- ⑤ 営業員による名義借り〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第13号〕

複数の営業員が、自己の有価証券の売買について、顧客である親族の名義を使用していた。

- ⑥ 営業員による顧客との金銭貸借〔日証協公慣規第8号「証券従業員に関する規則」第9条第3項第17号〕

複数の営業員が親族の投資信託の取引に際し、親族の口座への振替入金等の手法により買付代金を立替えていた。

## C 営業姿勢

- ① 償還乗換優遇制度について十分な説明を行わない投資信託の販売

償還乗換優遇制度について説明が不十分であったことから、同制度が十分に活用されておらず、顧客から無用な申込手数料を徴収して、投資信託を販売している状況にあった。

## D 内部管理体制

- ① 広告審査体制の不備

投資信託の販売に際して、報道各社に対し、商品内容等のニュースリリースをし、ホームページ上で一般投資家向けに掲載している広告内容の審査について、広告責任者は部下任せとし、自ら審査を行っておらず、広告審査体制が不十分な状況であった。

## ② 投資信託販売に係る内部管理の不備

役職員に対する指導、研修や内部検査に不備があり、禁止行為等に対する牽制が機能していなかった。

### 3 金融先物取引業者等に対する検査

金融先物取引業者等に対する検査については、証券会社等検査の際に併せて実施し、市場ルール等の遵守状況の点検、投資勧誘等の営業姿勢の実態把握を行ったが、特に問題は認められなかった。

### 4 自主規制機関に対する検査

自主規制機関に対する検査は、証券取引所の株式会社化や自主規制業務の重要性の高まり等を踏まえ、原則として金融庁検査局との同時検査により、証券取引所の業務及び財務の状況について総合的に検証することを目的として実施しているものである。

平成16年5月に㈱名古屋証券取引所に対する検査を実施し、平成16年7月に検査結果通知書を交付し検査を終了した。

## 第6 平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成17年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）については、平成17年7月21日、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。

### 平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

#### 第1 証券検査基本方針

##### 1. 基本的考え方

近年の内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムの改善・強化の必要性などから、証券市場等を巡る様々な制度的基盤の整備が進められてきている。このような中、証券取引等監視委員会の市場監視機能・体制の強化が図られ、本年7月からは、これまでの取引の公正確保に係る検査権限に加え、証券会社等の財務の健全性等の検査項目及び投資信託委託業者等の検査対象先に係る検査権限がそれぞれ大幅に拡大された。

これらを踏まえ、監視委員会としては、これまでの証券検査の基本的考え方である取引の公正確保や個人投資家の保護について、引き続きこれを維持するとともに、新たな検査権限についても適切にこれを行行使することにより、検査項目や検査対象先の相互の有機的な関連にも関心をもって、総合的な視野からの深度ある検査を実施していくこととする。

監視委員会の基本的な使命は、市場に対する信頼を保持していくことであり、その中核としての役割を担う証券会社等の検査対象先に対する検査権限を厳正かつ的確に執行することが、引き続

き証券検査に求められる最も重要な役割であると考えている。

証券検査は、情報通信技術の発展やクロスボーダー取引の増加など証券市場等を巡る環境の変化に即応して、効率的かつ効果的に実施することが重要であり、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分等を求める勧告を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、常に建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

平成17事務年度（平成17年7月～18年6月）の証券検査においては、新たな検査体制と権限の下で、公正かつ透明性の高い健全な証券市場等の確立のため、証券会社等の法令の遵守を図り、市場に対する投資者等の信頼を保持することを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

## 2. 平成16事務年度検査結果

平成16事務年度（平成16年7月～17年6月）の検査結果をみると、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為」、「有価証券の売買等に関し、虚偽の表示をする行為又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」、「多数の営業員による取引一任勘定取引の契約を締結する行為」又は「投資信託の乗換えを勧誘するに際し、乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」など一部の検査対象先においては重大な法令違反行為が認められた。

また、営業姿勢面では、「償還乗換優遇制度について十分な説明を行わない投資信託の販売」など顧客に対し誠実かつ公正に業務を執行しているとはいえない事例が認められた。

さらに、内部管理面では、指摘を行った法令違反行為等に関し、当該行為発生の要因となる内部管理体制の不備が認められた。

特に、検査重点事項のひとつであった登録金融機関に対する検査件数が大幅に増加しており、登録金融機関について、初めて行政処分等を求める勧告を行った。

### 3. 平成17事務年度の検査実施方針

以上の基本的考え方及び最近の検査結果等を踏まえ、平成17事務年度における証券会社等に対する検査は、特に以下の点に重点を置いて実施することとする。

#### (1) 効率的な証券検査のための事務運営上の重点事項

限られた資源の有効活用の観点から、効率的な検査実施のための方策を講じ、その実効性の確保を図る。

#### ① 検査対象先の弾力的選定

検査対象先については、機動的かつ効率的な検査実施の観点から、市場の動向について専門的な分析を行っている市場分析審査室の審査結果の活用に加え、情報収集・検査結果分析体制の強化による分析結果、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案して、弾力的に選定する。

その際、これまでの検査実施状況等からみて検査周期に変化をつけることなどによって、検査周期の差別化を図ることにより、機械的・画一的な選定とならないよう留意する。

#### ② 複眼的視野からのグループ一体型検査の実施

親子法人間における弊害防止措置規定の遵守状況や資本関係等にあるグループ内取引の内容等の検証に当たり、効率的かつ深度ある検査を行うため、証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、登録金融機関及び証券仲介業者等のグループ内検査対象先の一体型の同時検査を実施する。

なお、いわゆる金融コングロマリットを構成しているグループ内の検査対象先についても、同様の観点から、金融庁検査局との間で、同時検査も含めた必要な連携を図る。

### ③ 検査・監督部局の連携強化

効率的かつ効果的な検査実施の観点から、監視委員会と監督部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ、監督部局が監督を通じて把握した検査に有効な情報の受入れや監視委員会が検査を通じて把握した監督に有効な情報の提供を行うことによって、検査・監督相互の問題意識や情報を共有するなど適切な連携を図る。

### ④ 財務局監視官部門との連携強化

委員会と財務局監視官部門との検査手法や問題認識の共有に加え、グループ内検査対象先の一体型の同時検査の円滑な実施の観点から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。

また、証券検査実施計画の調整や検査で把握した問題点等の情報交換の積極化を図る。

### ⑤ 基本指針や改正検査マニュアルの公表

効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続等を定めた「証券検査に関する基本指針」を策定したほか、監視委員会における証券検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を一部改正し、検査プロセスの透明化や検査実施の円滑化に資するため、これらを公表した。

(2) 深度ある効果的な証券検査のための検査実施上の重点事項

検査権限の適正な行使により、検査機能を有効に発揮する観点から、深度ある効果的な検査実施のための方策を講じ、その実効性の確保を図る。

① 深度ある問題把握のための着眼点

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究することとする。その際、形式的な管理体制の存在のみならず、その体制が有効に機能しているかについて深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行うとともに、職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定する。

## ② 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての確に検証する。

特に個人投資家等に対して、デリバティブを組み込んだ複雑な金融商品や新しいタイプの証券化商品を販売する際に、商品内容の説明やその特性、リスク等の説明において誤解を生ぜしめるべき表示等の法令違反行為が行われていないか、投資信託の乗換えを勧誘する際に、乗換えに関する重要な事項について説明が行われているか、いわゆる適合性原則の観点から問題がないか等を的確に検証する。

## ③ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹である公正な価格形成を阻害するおそれのある行為を行っている証券会社等やそのような行為を受託している証券会社等に対しては、厳正に検査を実施するとともに、その売買審査体制等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社については、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買審査体制等についても検証する。

## ④ 法人関係情報に係る管理体制の検証

企業の資金調達や組織再編等のための手段が多様化し、証券市場に影響を与える情報の増加が見込まれることを踏まえ、不公正な取引を防止する観点から、法人関係情報が適切に管理さ

れているか、すなわち、法人関係情報の登録、情報隔壁及び売買管理等の一連の管理状況について、不公正な取引の未然防止上、これらが十分機能する体制となっているかなどについて、その実態把握も含め重点的に検証する。

⑤ 最良執行義務の適正な遵守状況の検証

市場間競争の制度的枠組みの整備に伴って導入された最良執行義務は、投資者保護上重要な規定と位置づけられていることから、最良執行方針等の作成、公表、執行、交付及び最良執行説明書の交付等の適正な法令遵守状況について重点的に検証する。

その際に、最良執行義務が顧客にとって最も有利な条件で売買を執行するような合理的な注意を尽くす義務であることにかんがみ、利益相反の可能性のある行為等が行われていないかについても留意する。

⑥ 財務の健全性等の検証

証券会社等の財務の健全性等の検証に当たっては、監督部局におけるオフサイト・モニタリングの状況を踏まえ、自己資本規制比率や顧客資産の分別保管義務の遵守状況を中心に検証する。

なお、自己資本規制比率の著しい低下や分別保管義務違反が認められ、投資者保護上影響があると考えられる場合等には、監督部局に速やかに連絡するなど機動的な対応を図る。

⑦ 登録金融機関に対する法令遵守状況の検証

登録金融機関の業務範囲の拡大や業務量の増加がみられることにかんがみ、投資信託の販売に係る行為規制等の遵守状況に加え、証券仲介業務が可能となったことに伴って新たに設けられた弊害防止措置規定や法人関係情報に関する規定等の遵守状況についても的確に検証する。

特に、前事務年度において、信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為などの法令違反行為によって、初の登録金融機関に関する勧告事例が認められたことも踏まえ、登録金融機関特有の行為規制の遵守状況等について重点的に検証する。

また、顧客資産の分別保管義務の遵守状況についても、その重要性にかんがみ、的確に検証する。

⑧ 新たな検査対象先における適正な業務遂行についての検証

投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適正に遂行する役割を担う投資信託委託業者や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。

また、外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすることを禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の取引の公正確保に係る行為規制についても重点的に検証する。

⑨ 自主規制機関の適切な機能発揮のための検証

常に自主規制機関と情報交換を図ることによって、業界の実

態把握に努めるとともに、機動的かつ実効性の高い自主規制機能が適切に発揮されているかについて検証する。

特に、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、検査や監査等を行う業務及びその結果に基づく必要な処分等の措置を行う業務等の自主規制機能についての的確に検証する。

#### ⑩ 過去の証券検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、過去の検査で指摘された事項についての改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の法令違反行為が行われている場合には、厳しく対処する。

## 第2 証券検査基本計画

### 1. 証券会社等検査

国内証券会社	90社（うち財務局等が行うもの79社）
外国証券会社	10社
登録金融機関	30社（うち財務局等が行うもの24社）
投信・投資顧問業者	51社（うち財務局等が行うもの35社）
金融先物取引業者	5社（うち財務局等が行うもの5社）

（注1）上記検査に代えて、特別検査を実施することがある。

（注2）国内証券会社については、上記のほか、支店のみを対象とした検査を21支店実施する。

(注3) 証券会社の検査に併せ、必要に応じて証券仲介業者に対する検査を実施する。

(注4) 上記のほかに、金融先物取引業者は、証券会社等検査の際併せて実施するものもある。

## 2. その他証券検査

自主規制機関

必要に応じて実施

# 第5章 勸告

## 第1 概説

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置（以下「行政処分等」という。）について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる（設置法第20条第1項）。

具体的には、証券会社等の法令違反行為が把握された場合に行政処分等を行うことを求める勧告、証券会社等の役職員の法令違反行為に対して自主規制機関に処分等を行わせることを求める勧告や、内部者取引等の不正取引の法令違反に該当する行為者に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告などが挙げられる。

監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる（同条第2項）。

なお、監視委員会から行政処分等を求める勧告を受けた内閣総理大臣又は金融庁長官は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、証券会社の登録取消し、業務停止などの行政処分等を行うことになる。

証券会社の外務員に対する行政処分等については、その事務が内閣総理大臣から日本証券業協会に委任されていることから（証取法第64条の7第1項）、日本証券業協会は、監視委員会の検査結果等を踏まえ、改めて当事者に対する聴聞を行った上、相当と認められる場合には、外務員登録の取消処分又は外務員の職務停止処分を行うことになる。

課徴金納付命令を求める勧告を受けた内閣総理大臣及び金融庁長官は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件について

の決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる。

## 第2 勧告の実施状況及び勧告に基づいて執られた措置

監視委員会は、平成16事務年度において、証券会社や登録金融機関に対する検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、法令違反等の事実が認められた17社に対して行政処分等を行うことを求める勧告を実施している（財務局長等の検査結果に基づくもの12件を含む。）。

これらの勧告のうち、証券会社について行政処分を求めるものは13件・12社、登録金融機関について行政処分を求めるものは2件・1社、証券会社若しくは登録金融機関の役職員について行政処分等を求めるものは18件・32人である。

（注）証券会社及び証券会社の役職員についてともに行政処分等を求めるものが12件、登録金融機関及び登録金融機関の役職員についてともに行政処分等を求めるものが1件あり、また、1社に複数の法令違反行為等の指摘を行う場合があるため、合計件数は勧告件数17件とは一致しない。

勧告の対象となった主な法令違反の行為者別・内容別の事実関係及びこれに対して金融庁長官等が行った行政処分等の内容は、以下のとおりである（詳細は附属資料170頁以下参照）。

### 1 証券会社の処分を求める勧告

- ① 向い呑み行為〔平成16年法律第97号による改正前の証取法第39条

違反、外証法第14条第1項で準用]

○ **キャンターフィッツジェラルド ショウケン カイシャ リミテッド** 日本国債部長、同部営業員ほか6名は、その業務に関し、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託注文について、自己が相手方となって取引を成立させた。

- ・ 勧告年月日 平成16年9月10日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底及び再発防止策を策定すること。また、上記法令違反行為について責任の所在を明確化すること、②上記①について、その対応状況を書面で報告すること）

※ この勧告では、外務員2名についても処分を求めている。

② **取引一任勘定取引の契約を締結する行為**〔証取法第42条第1項第5号違反〕

○ **中央証券(株)**本店営業部副部長ほか1名は、その業務に関し、それぞれの顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成16年11月16日
- ・ 行政処分の内容 イ 本店営業部の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間  
ロ 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②広告審査体制の充実・

強化を図ること、③法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること、④研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること)

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

(注) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした③の「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に係る処分を含む。

○ 飯塚中川証券(株)取締役は、その業務に関し、複数の顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成17年2月23日
- ・ 行政処分の内容 イ 本店営業部の業務のうち、株券及び債券の売買に係る受託業務の停止1日間  
ロ 業務改善命令 (①法令等遵守に係る経営姿勢及び取締役の果たすべき役割を明確にすること、②内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、③法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること、④研修等により全役職員に対して法令等遵守意識の徹底を図ること、⑤社内検査の充実・強化のため

の具体策を策定すること、⑥上記①から⑤についてその対応状況を書面で報告すること、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること)

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

- **明和証券(株)**小山支店長(当時)は、その業務に関し、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成17年6月3日
- ・ 行政処分の内容 イ 小山支店の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止4日間  
ロ 業務改善命令(①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在及び法令遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること、②法令違反行為の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること)

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

- **丸八証券(株)**常務執行役員法人部長(当時)ほか14名は、その業務に関し、それぞれの顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及

び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成17年 6 月21日
- ・ 行政処分の内容
  - イ 全店における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止 2 日間
  - ロ 本店営業部における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止 2 日間
  - ハ 業務改善命令（①法令遵守に係る経営姿勢を明確にすること、②内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、③法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定すること、④全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること、⑤社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること）

※ この勧告では、外務員 8 名についても処分を求めている。

③ 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔平成16年法律第97号による改正前の証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第1号違反〕

- 新潟証券(株)代表取締役社長ほか1名は、その業務に関し、平成元年1月から同16年8月にかけて、割引金融債の取引に関し、多数の顧客に対し、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、割引金融債を取得させる旨を述べ、また、取得させた事実がないにもかかわらず、虚偽の内容の取引報告書及び有価証券預り証を

交付することにより虚偽の表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成16年12月22日
- ・ 行政処分の内容 イ 全店舗におけるすべての証券業に関する業務の停止1ヶ月間  
ロ 業務改善命令（①投資者保護の観点から顧客（簿外債務に係る顧客を含む。）に対し適切な対応をとること、②責任の所在の明確化及び責任ある経営体制を確立すること、③取締役会、監査役会等における牽制機能や内部管理体制の充実・強化を図るとともに、外部監査を含む適正な監査体制を構築するなど、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること、④全店全業務の停止期間中も利用しつつ、研修等を実施するなど、全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、⑤上記①から④についてその対応状況を書面で報告すること、また、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること）

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

（注）上記の処分内容は、金融庁長官の検査等によって認められた法令違反等に係る処分を含む。

- **中央証券**（株）本店営業企画部長（当時）、成田支店長（当時）及び東信支店長（当時）は、その業務に関し、平成13年8月31日から同15年3月12日までの間、複数の銘柄の株券につき、多数の顧

客に対して買付勧誘を行うに際し、株主になると配当金や株主優待を享受できることを強調した広告において、一定額の配当金を将来にわたって毎年受け取れるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成16年11月16日
- ・ 行政処分の内容 イ 本店営業部の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間  
ロ 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②広告審査体制の充実・強化を図ること、③法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること、④研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

※ この勧告では、外務員3名についても処分を求めている。

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした②の「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」に係る処分を含む。

④ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為又は実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為〔平成16年法律第97号による改正前の証取法第42条第1項第9号に基づく行為規制府令第4条第3号違反〕

- 十字屋証券㈱第二ディーリングチームシニア・ディーラーは、その業務に関し、平成15年3月から同年9月にかけて、複数の上場銘柄の株券について、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすこ

とを意図して、成行又は高い指値の買付けにより当該銘柄の株価を引き上げ、更にその後最良気配又はこれを下回る価格で買付けを注文する、一連の売買取引を行った。

- ・ 勧告年月日 平成16年10月 8 日
- ・ 行政処分の内容 イ 株券に係る自己売買業務の停止15日間  
ロ 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②売買管理体制の充実・強化等「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること、④上記①から③の対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること）

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

- **藍澤証券(株)**ディーリング部ディーラーは、平成15年4月から同年10月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、他の市場参加者からの注文を誘うことにより、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、約定させる意思のない一連の指値の買付注文を行った。
- **藍澤証券(株)**三島支店支店長（当時）及び同支店営業課課長代理（当時）は、平成14年7月から同年8月にかけて、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券について、顧客が当該銘柄の株価を引き上げることを意図して、高指値の買付注文等により、一連の有価証券の売買取引を行っていることを認識しながら、当該一連の

買付注文等を受託、執行した。

- ・ 勧告年月日 平成17年 2月23日
- ・ 行政処分の内容 イ ①自己の計算による株券の売買業務の停止10日間、②三島支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止 5日間  
ロ 業務改善命令（①内部管理体制（売買監理体制を含む）の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること、②法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること）

※ この勧告では、外務員 3名についても処分を求めている。

⑤ 「投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当する業務を営む行為〔証取法第43条第2号に基づく行為規制府令第10条第8号違反〕

- いちよし証券(株)常務取締役ほか1名は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況を作り出し、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないことにより、投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する

重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。

- ・ 勧告年月日 平成17年 6 月 3 日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること、③研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること）

※ この勧告では、外務員 1 名についても処分を求めている。

- **ワールド日栄フロンティア証券(株)**取締役営業本部長及び専務取締役（当時）は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況となっており、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を有効に機能させていないことにより、投資信託受益証券の乗換を勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。

- ・ 勧告年月日 平成17年 6 月23日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること、②法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること、③全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る

観点から、実効ある方策を講じること)

※ この勧告では、外務員2名についても処分を求めている。

⑥ 相場操縦的行為の禁止〔証取法第159条第1項第4号、同項第5号違反〕

○ ユーエフジェイつばさ証券(株)は、平成13年6月4日から同月20日までの間、東京証券取引所において、前後12取引日にわたり、(株)キャッツの株券合計35万5,000株について、当該証券会社のする売付け又は買付けと同時期に、それと同価格において、他人が同株券を買い付け又は売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付け又は買付けをし、もって、同株券について馴れ合いの売買を行った。

- ・ 勧告年月日 平成17年1月7日
- ・ 行政処分の内容 イ 自己の計算による株券の売買業務の停止10日間  
ロ 業務改善命令 (①再発防止策の策定、②内部管理体制の充実・強化及び売買監視体制の充実・強化、③役職員の法令遵守意識の徹底・研修の実施及び責任の所在の明確化④上記①から③の対応状況を書面で報告すること)

⑦ 有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認を行わない行為及び本人確認記録を作成しない行為〔本人確認法第3条第1項、第2項及び同法第4条第1項違反〕

○ クレディ アグリコル インドスエズ セキュリティズ (ジャパン) リミテッド取締役ほか1名は、平成15年2月26日から同17

年1月21日までの間、その業務に関し、複数の法人顧客につき、当該法人顧客若しくは当該取引の任に当たる自然人に係る必要な本人確認を行うことなく、又は、本人確認記録を作成することなく、取引口座を開設した。

- ・ 勧告年月日 平成17年6月17日
- ・ 行政処分の内容 是正命令（①当該違反行為の是正、②責任の所在の明確化、③役職員の法令遵守意識の徹底、④本人確認及び本人確認記録の作成の徹底を含む顧客管理体制の構築とその実効性の確保、⑤上記①から④の対応状況を書面で報告すること）

※ この勧告では、外務員1名についても処分を求めている。

## 2 役職員の処分を求める勧告

証券会社の役職員（外務員登録をしている者）の処分を求める勧告については、以下の類型の法令違反行為が認められた（役職員の処分勧告のみを行ったものについて記載しており、会社勧告を併せて行ったものは含んでいない。）。

### ① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号違反〕

外務員は、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。（勧告対象4社4名）

### ② 役職員の投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔証取法

第42条第1項第10号（平成17年3月31日以前の行為は、平成16年法律第97号による改正前の第42号第1項第9号）に基づく行為規制府令第4条第5号違反]

外務員は、自己の利益追求を図るため、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った。（勧告対象1社1名）

なお、個別の勧告事案の概要については、附属資料170頁以下に掲載した。

### 3 登録金融機関の処分を求める勧告

① 有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔平成16年法律第97号による改正前の証取法第42条第1項第9号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条第1号違反、証取法第65条の2第5項で準用〕

○ シティバンク、エヌ・エイ丸の内支店営業第2部ヴァイスプレジデント2名は、その業務に関し、平成15年6月4日、同年7月4日及び同年8月28日、複数の顧客に対し、それぞれ、仕組債（個々の顧客の投資意向に応じて各種条件が付されて発行される債券）の私募の取扱いに関し、当該債券の商品性が適切に記載されていない勧誘資料を交付等することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

- ・ 勧告年月日 平成16年9月14日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、②再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化、③法令遵守体制の充実・強化、

④適正な投資勧誘の履行を確保するための体制についての抜本の見直しとその構築（広告等審査体制の充実・強化を含む）、⑤上記①から④に係る改善計画を提出し、直ちに実行すること、⑥上記⑤の実行後、3ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を報告すること）

※ この勧告では、外務員2名についても処分を求めている。

（注）上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした②の「信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為」に係る処分を含む。

② 信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為〔平成16年法律第97号による改正前の証取法第42条第1項第9号に基づく金融機関の証券業務に関する内閣府令第21条第6号違反、証取法第65条の2第5項で準用〕

○ シティバンク、エヌ・エイ丸の内支店は、プライベートバンキング業務において、平成15年4月、特定の顧客に対して、仕組債の取得の申込みの勧誘と当該債券の取得代金等の融資の提案を併せて行い、当該融資の条件として当該債券を取得させることにより、信用の供与の条件として私募の取扱いを行った。

- ・ 勧告年月日 平成16年9月14日
- ・ 行政処分の内容 業務改善命令（①内部管理体制の充実・強化、②再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化、③法令遵守体制の充実・強化、④適正な投資勧誘の履行を確保するための体制についての抜本の見直しとその構築（広告

等審査体制の充実・強化を含む)、⑤上記①から④にかかる改善計画を提出し、直ちに実行すること、⑥上記⑤の実行後、3ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を報告すること)

(注1) 上記の処分内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした①の「**有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為**」に係る処分を含む。

(注2) 金融庁は、平成16年9月17日、シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対し、証券取引法に基づく行政処分を行った。また、同日、同支店に対し、銀行法に基づく行政処分を行った(処分の理由は、同支店の法令等遵守(コンプライアンス)体制及び経営管理(ガバナンス)体制などに根本的な問題が認められたこと、特に、プライベート・バンク部門(丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所及び福岡出張所)では、公益を害する行為、重大な法令違反及び極めて不適切な取引等が多数検証され、今後の業務の継続は不相当と認められること、また、個人金融本部では、外貨預金業務にかかる内部管理体制が未整備であり、業務の改善に専念させる必要があることが確認されたことによる)。なお、その後、同支店のプライベート・バンク部門は閉鎖された。

## 第6章 建 議

### 第1 概 説

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）。

建議は、監視委員会が、検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのある方等について監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

監視委員会は、建議の具体的な内容として、取引実態等からみて現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行っている。

### 第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

本公表の対象期間においては、証券会社の検査等の結果、建議を必要とする問題点は認められなかった。

# 第7章 取引審査

## 第1 概説

### 1 取引審査の概要

監視委員会は、犯則事件の調査、課徴金調査、証券会社等の検査のほか、取引審査として、株価操作や内部者取引などの不公正な取引の疑いのある事例について、日常的に幅広く審査を行っている。

具体的には、まず、日常の市場動向の監視や各種の情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落した銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報に取り上げられている銘柄

次に、これら報告・資料に基づいて、株価操作、内部者取引等、法令違反の疑いのある取引について詳細な分析を行い、事実関係について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた証券会社に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された事案については、担当部門に情報提供された上で、一層の究明がなされることになる。

### 2 法令上の根拠

取引審査においては、証券取引等の公正を確保し、投資者の保護を

図るため必要かつ適当であると認める場合は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限及び範囲は、検査における権限と同様に証取法、外証法、金先法及び各政令において規定されている（附属資料120頁以下参照）。

### 3 自主規制機関との緊密な情報交換

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である証券取引所や日本証券業協会等でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、監視委員会では、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、定期的又は随時に必要な連絡を取るとともに、事実関係に関する照会を行う等、緊密な情報交換を行っている。

## 第2 取引審査実績

### 1 審査の実施状況

平成16事務年度においては、審査事務内容別に分けた以下の4班体制において、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

(1) 株価班

株価操作や作為的相場形成に係る審査を行う。

(2) 内部者班

内部者取引に係る審査を行う。

(3) 機動班

社会的関心が高く即時対応が必要とされる案件に係る審査を行う。

#### (4) 情報班

インターネット上の風説の流布等の審査及び市場情報の収集・管理に係る業務を行う。

平成16事務年度は、特に委員長方針（平成16年7月20日公表）で示された以下の観点を踏まえつつ、幅広く審査を行った。

- 近年、様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不公正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか。
- 金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われていないか。

具体的には、平成16事務年度においては、MSCB（転換価格修正条項付転換社債型新株予約権付社債）や証券会社が引受先となる随時転換促進型の第三者割当増資といった新たな商品や取引形態の出現、さらには第三者割当増資等のファイナンスと株式分割の多用などの現象が見られ、そうした取引を行う発行企業の既存株主や一般投資家への影響等を懸念する声も聞かれるなど、社会的な関心を呼んだところである。監視委員会としては、こうした取引形態の中で不正な行為が行われていないか審査を行った。

(注1) **MSCB** : Moving Strike Convertible Bond 新株予約権付社債(CB)の転換価格が下方(又は上方・下方双方)に修正されるもの。

(注2) **証券会社が引受先となる随時転換促進型の第三者割当増資** : 発行会

社が証券会社に対してC B等を割り当てることにより資金調達を行う。他方、証券会社はC Bから転換した株式を市場で売却することや機関投資家への販売により収益を獲得する。

また、市場仲介者が毎月分配型投信等の投資信託や特約付株券貸借取引を個人投資家に対して勧誘する際に、何らかの問題が発生する要素がないかについて検討を行った。

(注) **特約付株券貸借取引**：株券貸借取引に特約を付加した取引で、個人投資家は通常の賃借料に加えて、特約料を受け取ることができる。その対価として、契約期間終了時に、株価が特約価格を上回っていれば、証券会社は特約を行使して株券を特約価格で買い取り、その代金を個人投資家へ支払い、特約価格以下であれば株券を返却する取引。

監視委員会及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数		平成16事務年度	(参考) 平成15事務年度
合	計	674	687
	監視委員会	367	382
	財務局等	307	305
(以下審査項目別内訳)			
価 格 形 成		153	154
	株価が急騰したもの	106	105
	その他株価が維持・固定化されたもの等	47	49
内 部 者 取 引		506	500
	業績予想の下方修正	96	86
	業績予想の上方修正	68	56
	新株等の発行等	30	63
	その他	312	295
そ の 他		15	33
	風説の流布	8	6
	その他	7	27

## 2 審査結果の事例

(1) 平成16事務年度に行った主な審査事案

### ① 株価形成に関して審査を行った事案

イ A社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ B社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、ダイヤルQ2や業界紙において仕手筋の介入が噂されていたほか、一般投資家からも「B社の株価が操作されているのではないか。」との情報提供があったことから、審

査を行った。

- ハ C社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、特定委託者グループが以前から継続して関与していることや、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか。」との情報提供があったことから、審査を行った。
- ニ 一般投資家から、「ザラバ中に不自然な買注文の発注と取消しを行っている投資者がいる。」との情報提供があったことから、特定委託者が売買を行ったD社株式ほか数銘柄の株式について、審査を行った。
- ホ E社が、転換価額修正条項付の転換社債型新株予約権付社債を発行した後、大幅な株式分割を発表し、その株価が急騰していたが、E社関係者から「株価操作が行われている。」との情報提供があったことなどから、審査を行った。
- へ F社が発行した優先株の転換価額算定期間において、株価が急落したことから、株価形成及び空売り規制違反の観点から審査を行った。

## ② 内部者取引に関して審査を行った事案

- イ G社が、合併を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ロ H社が、有価証券報告書の訂正を行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ I社の関係者から、「I社元役職員が業績予想の修正の公表を行う前に株式を売買している。」との情報提供があったことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ J社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ K社が、自社株式の取得を公表したが、公表直前に、株価及び出来高に変動があったことから、公表前の取引について審査を行った。

ヘ L社が、資本業務提携を行う旨を公表したが、公表前から株価が緩やかに上昇し、出来高も徐々に増加していたことから、公表前の取引について審査を行った。

ト M社の海外におけるCB発行において、プレ・マーケティング（事前需要調査）に基づく情報伝達が行われていたことから、公表前の取引に関し審査を行い、事実関係を確認するため海外当局へ情報提供を要請した。

### ③ 風説の流布その他の観点から審査を行った事案

イ 一般投資家から、「N社に関する記事は事実と異なる。」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

ロ 一般投資家から、O社について、「好材料と悪材料を時間差で発表したのは、個人投資家に著しく不利益。」との情報提供があったことから、偽計の観点から審査を行った。

ハ P社の株価がザラバから下落し始め、大引け後にQ証券会社において、ブロック取引が行われた。

当該取引は、Q証券会社が原始売付者より大引けの価格を基本にして買い取り、それを最終買付者へ転売するために行った立会外取引であるが、ザラバから大引けにかけて下落した状況について審査を行った。

## (2) 前事務年度の審査が海外当局との間で成果に結びついた事案

〔シンガポール政府投資公社（以下「GIC」という。）の従業員

によるインサイダー取引]

平成16年10月21日、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）は、G I Cの従業員が日本の証券市場においてインサイダー取引を行ったことが判明したため、同国証券先物法違反として、当該従業員に対して民事制裁金を課した旨発表した。

事案の概要は以下のとおり。

- ㈱三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」という。）は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。G I Cの従業員3名は当該情報を公表前に入手し、同月13日、当該情報を利用し、G I Cが保有するSMFG株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後のSMFG株式の価格下落による損失（約71万シンガポール・ドル＝約4,860万円）を回避した。

当該案件は、外国に居住する者が我が国証券市場において証券取引を行うといういわゆるクロスボーダー取引において、インサイダー取引が行われたものであるが、監視委員会の審査において端緒を把握した後、日本とシンガポールとの間の情報交換取極に基づき、MASに対して調査依頼を行った結果、処分に至ったものである。国際的な証券当局間の協力による処分としては、初めてのケースである。

## 第8章 一般からの情報の受付

### 第1 概 説

監視委員会に提供される情報は、年々増加傾向にあり、平成16事務年度においては、年間4,000件を超える情報が寄せられている。

一般からの情報提供は、市場における投資者の生の声であり、監視委員会の犯則事件の調査、課徴金調査、検査及び取引審査を行う場合の端緒として有用性が高い。受け付けた情報が証券会社の検査における指摘事項の端緒になったものや、取引審査における重要な情報となったもの、さらには犯則事件の調査における真相解明の端緒になったものもある。

このため、監視委員会では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、政府広報や講演会における情報提供の呼びかけや監視委員会のホームページの情報受付窓口の改良を行うなど、積極的に情報提供の増加に取り組んでいる。

なお、証券会社と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報は、監視委員会の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者において個別的な紛争解決を求めている場合は、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、商品先物取引など証券取引に関するものではない苦情等については、適宜関係する相談窓口を紹介している。

## 第2 情報の受付状況

監視委員会が平成16事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は4,669件である。前事務年度と比較すると約4割増加しており、平成4年の発足以来最高の受付件数となっている。これは、企業買収や企業防衛など市場において社会的に大きな関心を集めた事象があった影響もあるが、監視委員会の活動内容がより一層認知されてきたものと推測される。

特に、インターネットによる情報提供は、初めて3,000件を超え、引き続き多数の情報が寄せられている。情報提供手段別の具体的な件数をみても、インターネット3,251件、電話787件、文書408件、来訪80件、財務局から回付を受けたものが143件となっており、インターネットと電話で全受付件数の8割強を占めている。

情報の内容としては、個別銘柄に関するものが3,339件、証券会社の営業姿勢に関するものが620件、その他の意見等が710件となっている。

個別銘柄に関するものでは、相場操縦の疑いに関するものが最も多く全受付件数の約3割(1,435件)を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対するの疑念が多いことを示していると考えられる。

次いで、風説の流布の疑いに関するものが多く、全受付件数の約2割(1,029件)を占めている。内容はインターネットの掲示板への書き込みについての情報が中心であり、インターネット上で根拠のない噂や投資判断などが流される一方、これを見た投資者からの情報提供が増加していることによるものと考えられる。

さらに、内部者取引の疑いや有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も大幅に増加している。

また、証券会社の営業姿勢に関するものでは、無断売買や取引一任勘定取引、顧客の知識に照らして不当な勧誘に関するものなど多様な情報が寄せられており、証券会社と投資者との間において依然として十分な意思疎

通が図られていない面があると推測される。

(詳細は別図参照)

《情報の連絡先》

郵 送：〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

証券取引等監視委員会事務局

総務検査課 情報処理係

代表電話：03-3506-6000 (内線3091、3093)

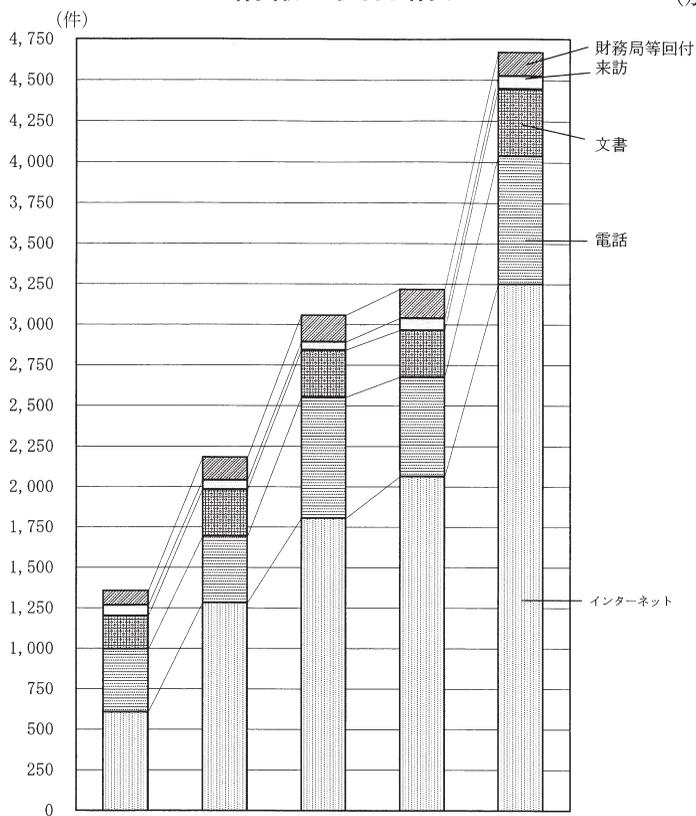
直通電話：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

## 情報の受付状況

(別 図)



(件)

	12/ 7 ~13/ 6	13/ 7 ~14/ 6	14/ 7 ~15/ 6	15/ 7 ~16/ 6	16/ 7 ~17/ 6
インターネット	606	1,282	1,804	2,061	3,251
電 話	390	408	749	616	787
文 書	205	291	290	287	408
来 訪	64	58	50	75	80
財務局等から回付	91	142	163	178	143
合 計	1,356	2,181	3,056	3,217	4,669

## 情報の内訳

(件)

	12／ 7 ～13／ 6	13／ 7 ～14／ 6	14／ 7 ～15／ 6	15／ 7 ～16／ 6	16／ 7 ～17／ 6
個別銘柄に関する情報	671	1, 208	1, 848	2, 015	3, 339
相場操縦の疑い	317	601	759	680	1, 435
風説の流布の疑い	124	294	576	787	1, 029
内部者取引の疑い	122	195	271	282	510
有価証券報告書等の 虚偽記載の疑い	28	48	73	67	142
損失保証・損失補て んの疑い	8	9	13	18	9
無届け募集	57	42	29	34	24
その他	15	19	127	147	190
証券会社の営業姿勢に に関する情報	356	498	573	655	620
無断売買	35	65	88	66	63
断定的判断を提供し た勧誘	35	49	30	27	19
顧客の知識に照らし て不当な勧誘	17	13	29	31	28
取引一任勘定取引契 約の締結	49	27	15	22	40
大量推奨販売	5	1	6	3	2
その他	215	343	405	506	468
その他意見等	329	475	635	547	710
合          計	1, 356	2, 181	3, 056	3, 217	4, 669

## 第9章 監視活動・機能強化への取組み等

### 第1 市場監視体制の充実・強化

#### 1 組織の充実

##### (1) 組織の充実

平成17年度の機構・定員については、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、不公正取引等に係る課徴金調査及び有価証券報告書等の検査体制の整備並びに外国為替証拠金取引規制に係る検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、平成16年度の23人の増員に引き続き44人の増員が認められ、監視委員会の平成17年度末（平成18年3月末時点）の定員は307人となる。増員の内訳としては、課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を行う課徴金調査・有価証券報告書等検査室において40人、証券会社等に対する検査を行う証券検査官室において4人となっている。

（注）増員の他に、検査の一元化に伴う金融庁検査局からの振替35人及び合理化減9人（事務の効率化による削減）がある。

また、財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、不公正取引等に係る課徴金調査及び外国為替証拠金取引規制に係る検査体制の整備のため全体で16人の増員が認められ、平成17年度末の定員は245人となり、監視委員会の定員と合計すると全体で552人となる。

##### (2) 民間専門家の採用

監視委員会は、平成16事務年度において、的確な市場監視及び職員専門性向上を図るため、デリバティブや投資信託の組成・運用などに精通した者20人及び虚偽の記載のある有価証券届出書・報告

書提出等に係る犯則調査体制や証券会社に対する検査体制を強化するため、弁護士や公認会計士11人を採用するなど、合計31人の民間専門家を採用している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成17年6月末現在80人が在籍している。

## 2 情報収集・分析能力の向上

### (1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用等

監視委員会においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、証券会社等の検査や日常的な市場監視、犯則事件の調査など監視委員会の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、なお業務の効率化の観点から引き続き各システムの機能充実を進めているところである。平成16事務年度においては、個人情報保護法施行を踏まえた対応として、セキュリティ機能の強化を行った。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPSS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAFF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

### (2) 職員研修の充実

監視委員会は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じ

て様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大している。そうした中で金融システムの改革をはじめとする様々な制度改革が実施され、最近では有価証券の販路の拡大、多様化に資する証券仲介業制度の導入などが行われるなど、証券市場を取り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。こうした状況に迅速かつ的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施している。さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、監視委員会の市場監視業務に活かすため、米国証券取引委員会（SEC）及びシンガポール通貨監督庁（MAS）が主催する研修に監視委員会事務局職員を参加させたほか、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）に職員を派遣している。

## 第2 新たな監視機能について

### 1 概説

- (1) 金融審議会金融分科会第一部会において、平成15年12月24日に「市場機能を中核とする金融システムに向けて」と題する報告書がとりまとめられ、監視委員会に関係するものとして「市場監視機能・体制の強化」が取り上げられた。その具体的方策として、課徴金制度の導入、金融庁から監視委員会への検査委任範囲の拡大等が報告された。

金融庁は、同報告書に基づき、「証券取引法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、同法案は平成16年6月2日成立した。

この法律案により改正された証券取引法（以下「改正証取法」という。）により、新たに導入された課徴金制度（第3章「課徴金調査」参照。）についてはすでに平成17年4月1日から施行されており、また、監視委員会への検査範囲の拡大については同年7月1日から施行されている。

- (2) 金融審議会金融分科会第一部会において、平成16年6月23日に「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」と題する報告書がとりまとめられ、外国為替証拠金取引について金融先物取引法を改正し、その規制の対象としての検査を監視委員会が行うこと等を内容とした報告がされた。

金融庁は、同報告に基づき「金融先物取引法の一部を改正する法律案」を第161回臨時国会に提出し、同法案は平成16年12月1日成立した。

この法律案により改正された金融先物取引法（以下「改正金先法」という。）は、平成17年7月1日より施行されている。

以下、監視委員会の検査権限の範囲の拡大として、証券会社等に対する検査の一元化、外国為替証拠金取引業者に対する検査権限付与、ディスクロージャー関係の検査について説明する。

## 2 検査権限範囲の拡大

- (1) 平成17年7月、証券会社等に対する検査の実効性・効率性の更なる向上を図る観点から、これまで金融庁検査局が行ってきた証券会社等の財務の健全性等に関する検査及び監視委員会の検査対象とさ

れていなかった投資信託委託業者、投資顧問業者及び特定目的会社等に対する検査権限が、監視委員会に委任された。

また、新たに外国為替証拠金取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として検査の対象となるとともに、投資信託の販売が認められた日本郵政公社が登録金融機関として検査の対象とされた。

更に、金融庁監督局が公表した「金融コングロマリット監督指針」においては、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融コングロマリット監督を実現させることが重要であるとして、検査による実態把握が求められている。

このように、検査対象、検査項目ともに、監視委員会の権限が拡大することとなり、これまで以上に効率的で実効性ある検査が求められることから、これに対応するための検査手法や検査手続きの見直しを図り、適切な検査の実施に努めている。

また、検査業務の更なる透明化を図るとの観点から、「証券検査に関する基本指針」をホームページに掲載し、広く一般からの理解が得られるよう努めている。

- (2) 平成17年7月、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向け、虚偽の有価証券報告書等の提出に係る検査・報告徴求権限が、金融庁から監視委員会に委任され、監視委員会は、証取法第26条、第27条の22第1項及び第2項並びに第27条の30等の規定に基づき、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して報告・資料の提出を命じ、検査を行うことができることとなった。

検査の結果、有価証券報告書等の開示書類に、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、開示書類の訂正報告書等の提出命令又は課徴金納付命令（第3章「課徴金調査」参照）を発出

するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することとなる。

## 第3 投資家への情報提供等の取組み

### 1 概 説

監視委員会は、「講演会」の開催やインターネットを通じて監視委員会の活動状況等の情報を提供することにより、個人投資家等の監視委員会に対する理解と証券市場等に対する信頼を深めてもらう工夫に取り組んでいる。また、監視委員会の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、ポスターや新聞広告、ラジオ放送、CS放送、電光板ニュース広告、モバイル携帯端末広告を通じてその提供を呼びかけている。

### 2 投資家への講演会・講義の開催状況

監視委員会は、国内各地に委員長や委員、事務局幹部が出向いて、監視委員会の活動状況を理解してもらうための「講演会」を開催している。このような講演会を通じて、監視委員会の活動をより多くの方々に知ってもらうことにより、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、個人投資家の監視委員会に対する信頼、ひいては証券市場に対する信頼の一層の向上に努めている。

平成16事務年度においては、平成16年9月に福岡市(福岡大学)、同年10月に札幌市、平



平成17年4月静岡市で行われた講演会の模様  
講師：水城委員

成17年4月に静岡市(静岡大学)、同年5月に高松市、名護市(名護商業高校)の5カ所で開催した。

それぞれの講演会の概要は、監視委員会のホームページに掲載している。

### 3 ポスター・政府広報等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、監視委員会の活動における犯則事件の調査、課徴金調査、検査、取引審査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成16事務年度においては、情報提供数の増加のための取組みとして、情報提供を呼びかけるポスターの掲示や、政府広報の一環として新聞突き出し広告の掲載、ラジオ放送、CS放送、電光板ニュースでの広告の放映、モバイル携帯端末広告の掲載などで情報提供の呼びかけを行った。

情報提供を呼びかけるポスターの掲示については、昨事務年度と同様の「インサイダー取引、相場操縦などの不正な行為を見かけたら、情報提供をお願いします。」と内容のポスターを29,500枚作成し、平成16事務年度は、証券会社・銀行等の各店頭、一部の東京都内区役所、各財務局等に掲示した。

また、政府広報による活動としては、「証券取引に関する違法行為の情報をお寄せください!」と題した新聞突き出し広告を作成し、平成17年4月下旬から5月初めにかけて、新聞全国紙5紙(読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞、日本経済新聞)、及び地方紙66紙に掲載した。

さらに、平成16年8月放送のFMラ



ジオ番組「中山秀征の愛してJapan!」及び平成17年2月放送のCS放送番組「政策対談 明日への架け橋」のお知らせコーナーにおいて、証券市場の不正取引等に関する情報提供の呼びかけを行った。また、平成17年6月に電光掲示板ニュースでの広告の放映やモバイル携帯端末での広告の掲載を実施し、課徴金制度導入のお知らせと情報提供の呼びかけを行った。

なお、投資家への講演会・講義においても、不正取引や証券会社の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

以上のような活動の結果、実際にポスターや政府広報を視聴したという方などから多くの情報が寄せられた。

一般からの情報提供は年々増加してきているが、監視委員会としては、情報提供の重要性にかんがみ、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。

#### 4 ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、監視委員会は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、記者会見の概要や勧告などの公表資料等をタイムリーに掲載してきている。

平成17年4月からは、情報受付の窓口をリニューアルするとともに広く情報をお寄せいただくために英語版にも情報受付の窓口を設置した。今後とも、ホームページの内容についてはその充実を図っていくこととしている。

## 第4 関係当局との連携

### 1 概説

監視委員会は、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努めるとともに、各証券取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。

また、近年、証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国内市場の公正性の確保の上で、法務執行における国際的な協力と連携の強化がますます重要な課題となっている。監視委員会としても、海外の証券規制当局と意見・情報交換を行ったほか、証券規制分野での主要な国際会議に参加するなど、金融庁とともに海外の証券規制当局との連携の強化に努めており、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

### 2 金融庁関係部局との連携

監視委員会は、その業務を遂行する上で、我が国証券市場の規制当局である金融庁との間で、日常的に情報交換を行うなどの緊密な連携に努めている。例えば、金融庁における証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置されている「金融庁証券市場行政連絡会議」に、オブザーバーとして出席し、市場ルールの監視役としての立場から証券市場行政についての情報交換等を行っている。また、検査局との間では、日常的な情報交換のほか、効果的な検査を実施するために、同一の被検査法人に対して同時検査を実施するなど、緊密な連携に努めているところである（第4章「検査」参照）。

### 3 自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（日本証券業協会、証券取引所、金融先物取引業協会、東京金融先物取引所）は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益を増進することになるものである。今後、金融システムが進展する中で、法律に裏付けられたこれらの自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、その活動の一層の充実が期待されている。

これら自主規制機関の具体的な活動として証券市場の公正性・透明性を確保するため、自主規制ルールを制定するとともに、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を遂行しているかどうかをチェックする重要な機能を有している（附属資料139頁参照）。

監視委員会は、市場の公正性を確保し、投資者の信頼を保持するという目的を達成するため、証券市場の監視活動を効果的に行うべく、自主規制機関と日常的に緊密な情報交換を行っているところである。

また、日本証券業協会は、会員等のコンプライアンスの充実強化に資するために内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、監視委員会はこれらの研修の講師として、その職員を派遣している。

### 4 海外証券規制当局との連携

#### (1) IOSCO（証券監督者国際機構）への参画

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、世界の108の国・州・地域から183機関が加盟しており（平成17年5月現在）、監視委員会は平成5年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融

庁が普通会員として加盟。)している。各国当局の委員長レベルが参加する年次総会（年1回）やIOSCO内の地域ごとの枠組みであるアジア太平洋地域委員会（APRC）（年2回）が開催されており、監視委員会からも委員長等が出席している。これらの会議への出席状況は以下のとおりである。

#### 年次総会

- 平成16年5月 第29回総会 アンマン（ヨルダン）
- 平成17年4月 第30回総会 コロンボ（スリランカ）

#### アジア太平洋地域委員会（APRC）

- 平成16年11月 シンガポール
- 平成17年4月 コロンボ（総会と同時に開催）

上記のほかアジア太平洋地域の法務執行担当者会合にも参加しており、関係当局との連携の強化に努めているところである。

また、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会と、その下に5つの常設委員会（Standing Committees：SC）が設置されており、監視委員会は、そのうち法務執行及び情報交換に関する第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。本年度は、各国の証券犯罪のトレンドや資産保全に係る制度について議論を行った。さらに、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された多国間MOU（証券当局間の多国間情報交換協定）について、加盟申請の審査等を行う審査グループ（Screening Group：SG）会合にも参加している。

## (2) 海外当局との二国間協力

### ① 情報交換・交流

監視委員会は、海外証券規制当局との連携関係構築の見地から、国際会議などの場以外の二国間ベースでも、公式・非公式を問わず、積極的な情報交換や交流に努めてきている。

具体的には、これまで米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融サービス機構（FSA）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、香港証券先物委員会（SFC）、フランス金融市場庁（AMF）及びドイツ連邦金融監督機構（BaFin）等の海外証券規制当局との間で、国際的に活動を行っている証券会社の行為規制遵守状況等について情報交換を行ってきている。また、不公正な取引の疑いのある事例については、情報交換に関する二国間協定の枠組みも活用しつつ、情報収集に努めている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行ってきた。平成16事務年度においては、平成16年7月にオーストラリア証券投資委員会（ASIC）のルーシー委員長訪日の際に、委員長等との間で意見交換を行った。同年11月には、APRC会合に出席した際に委員とシンガポールMASのトレジリス局長との間で意見交換を行った。また、平成17年2月にはロシア連邦金融市場庁グサコフ副長官、同年6月には米国SECカンボス委員がそれぞれ訪日した際に委員長等との間で意見交換を行ったほか、英国FSAとの間でも意見交換を行った。

### ② 情報交換取極（MOU）の締結

証券市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局

との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで次の海外当局との間で情報交換協定を締結している。

- 平成9年3月 中国証券監督管理委員会（CSRC）
- 平成13年12月 シンガポールMAS
- 平成14年5月 米国SEC・CFTC
- 平成16年9月 豪州ASIC
- 平成17年5月 香港SFC

監視委員会は、上記のMOUを活用するなどして海外当局との連携を行っている。平成16年10月には、シンガポールMASがシンガポール政府投資公社（GIC）の職員に対してインサイダー規制違反により、民事制裁金を科しているが、本件は東京証券取引所が利用されたものであったことから、監視委員会が金融庁が締結したMOUを通じてシンガポールMASに調査協力を依頼した案件である（本文80頁以下参照）。

### (3) 海外当局者を対象とした研修の実施

監視委員会は、平成16年12月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国の証券当局法務執行担当者等28名の研修生を対象として、「第4回証券法務執行セミナー」を開催した。このセミナーは、監視委員会の職員、さらに、我が国の自主規制機関やアジア太平洋地域の規制当局から招聘した実務担当者などを講師として、監視委員会の担う犯則事件の調査、課徴金調査、検査及び取引審査実務を研修生に紹介し、アジア新興市場国の人材育成、ひいては証券行政・市場の発展に貢献することを目的としている。

なお、研修終了後1ヶ月の時点で、すでに、研修生が所属している当局の約7割が「研修生の得た知識を他の担当者と共有している」と回答（残りの当局についても「共有を検討中」との回答）してお

り、研修の成果を活用している様子が見えてくる。

## おわりに（個人投資家の皆様へ）

日本の証券市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、間接金融から直接金融へのシフトを促進するため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しつつあるところです。また、平成17年4月には、ペイオフ解禁拡大が実施され、資産の保全と運用の手段を改めて見直す契機となることが期待されています。

こうした市場の進展は、個人投資家の皆様にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではありますが、その半面、こうした商品やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面もあるのではないかと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと考えられます。

もちろん、金融商品を販売する証券会社等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなど重要な商品性について顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の投資経験、知識及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」が求められています。また、監視委員会は、こうした「説明責任」や「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点から監視活動を行い、

個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

さらに、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められていると思います。

株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を楽しむのも損失・リスクを負うのも投資家自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、御苦勞でも投資判断を行うに際しては、商品性を説明したパンフレットや営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の皆様が投資活動を行うに当たっては、たとえば、虚偽表示や誤解をさせるような行為による勧誘や、証券会社等自身の利益を優先し、個人投資家の利益を軽視するような勧誘を受ける場合があるかもしれません。また、場合によっては、内部者取引や相場操縦などの犯則行為が行われていると疑われるような場面に遭遇することも考えられます。

こうした情報は、犯則事件の調査、課徴金調査や検査などの市場監視を行う場合の端緒として有効性が高いことから、監視委員会では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む）、来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に取り組んでいます。

皆様からの情報は、監視委員会の監視活動に活用されることにより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいては個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入手した

場合には、監視委員会に積極的な情報提供をしていただきますようよろしくお願いいたします。

これまで紹介してきた活動は、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であるとともに、監視委員会の個々の職員の不断の努力の積み重ねであると考えています。

証券市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも監視委員会は、個人投資家の保護のため、証券市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。

# 附属資料

## 附 属 資 料

1	監視委員会の組織・事務概要	108
1-1	組織及び事務概要	108
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	113
1-3	監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	114
1-4	機構図	117
1-5	組織・事務に係る法令の概要	119
1-6	監視委員会と自主規制機関との関係の概念図	139
2	監視委員会の活動実績	140
2-1	告発実施状況	140
2-2	検査実施状況	158
2-3	勧告実施状況	167
2-4	建議実施状況	183
2-5	取引審査実施状況	185
3	自主規制機関の活動実績	186
3-1	日本証券業協会の活動状況	186
3-2	証券取引所の活動状況	188
3-3	金融先物取引業協会の活動状況	190
3-4	東京金融先物取引所の活動状況	190
	○基本的な考え方 ―新体制の発足にあたって―(平成16年7月20日)	191
	○証券検査に関する基本指針(平成17年7月14日公表)	193

# 1 監視委員会の組織・事務概要

## 1-1 組織及び事務概要

### (1) 監視委員会設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

## (2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

## (3) 事務概要

### ① 監視のための4つの事務

監視委員会が行う監視事務は、取引審査、検査、課徴金調査及び犯則事件の調査の4つに分かれる。

#### イ 取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づいて、

証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

#### ロ 検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の6）に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して検査を行う。

また、本人確認法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（本人確認法第13条第4項）に基づき、証券会社等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況を点検するため、証券会社、登録金融機関及び金融先物取引業者に対して検査を行う。

#### ハ 課徴金調査

証取法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて、相場操縦、内部者取引及び風説の流布などの違反行為に対する課徴金調査を行う。

（注）17年7月以降、有価証券報告書等の検査権限等が監視委員会に委任されており、それに伴い重要な事項に虚偽記載のある有価証券届出書等（発行開示）の提出についての課徴金調査及び有価証券報告書の提出者等に対する検査も監視委員会が行うことになる。

#### ニ 犯則事件の調査

証取法、外証法、金先法又は本人確認法に基づき、犯則事件

を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる（証取法第210条）。

証取法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、本人確認法では、証券会社等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

## ② 勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

### イ 勧告

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分等や課徴金納付命令の発出について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

### ロ 建議

監視委員会は、検査、課徴金調査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確

保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

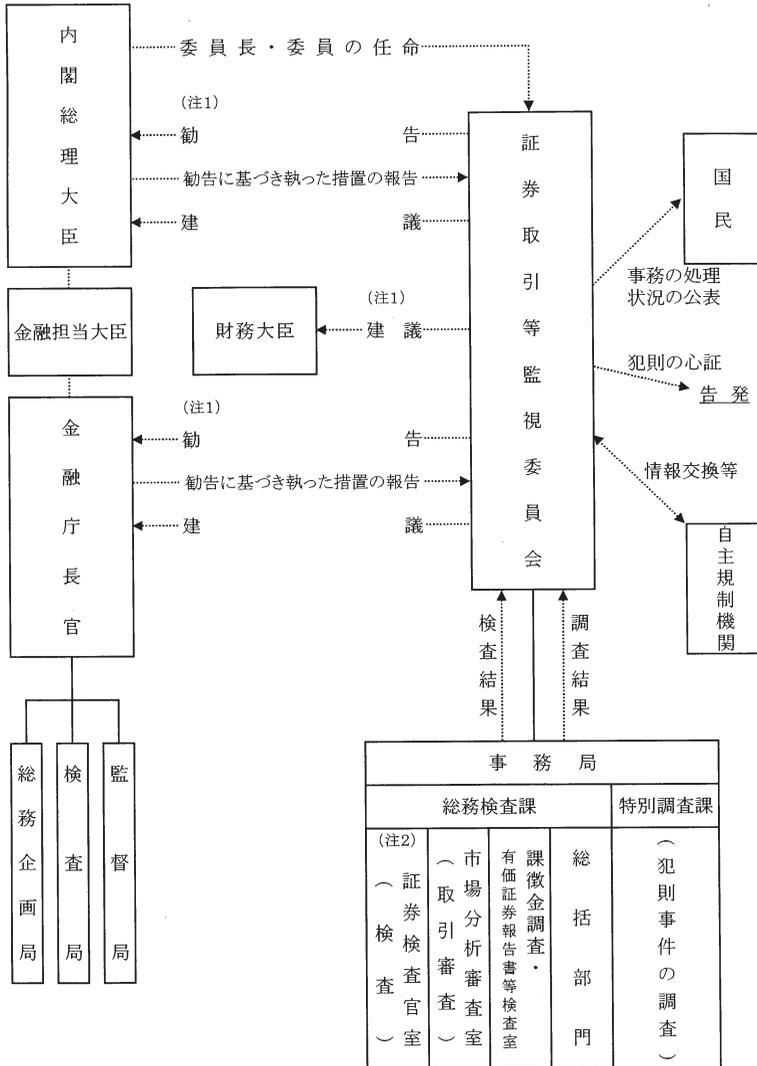
③ 告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

④ 事務の処理状況の公表

監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

## 1-2 証券取引等の監視体制の概念図

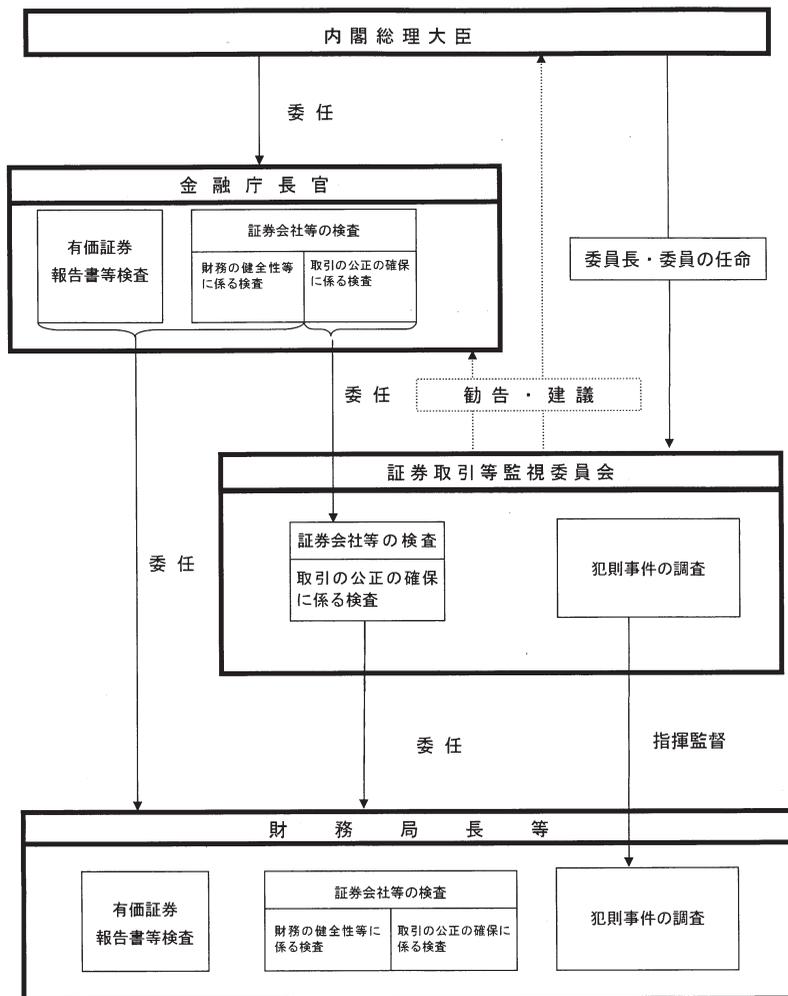


(注1) 勸告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

(注2) 証券検査官室は、平成17年7月に証券取引検査官室から名称変更

### 1-3 監視委員会と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

(～17.3.31)

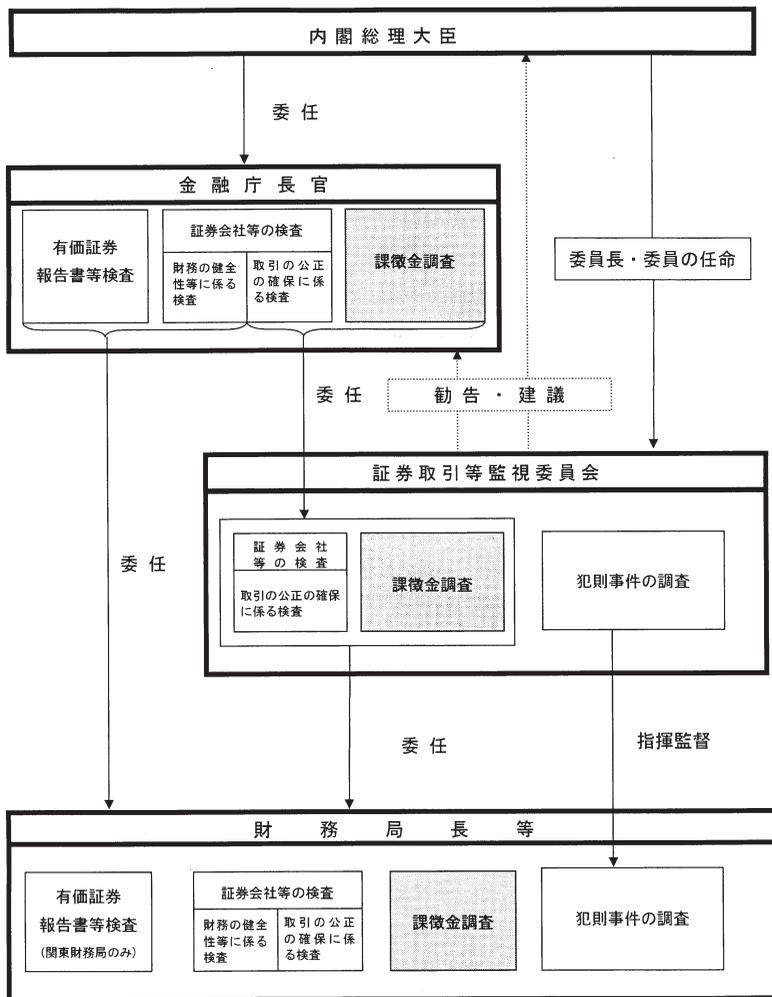


(注1) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。

- ・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）
- ・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）

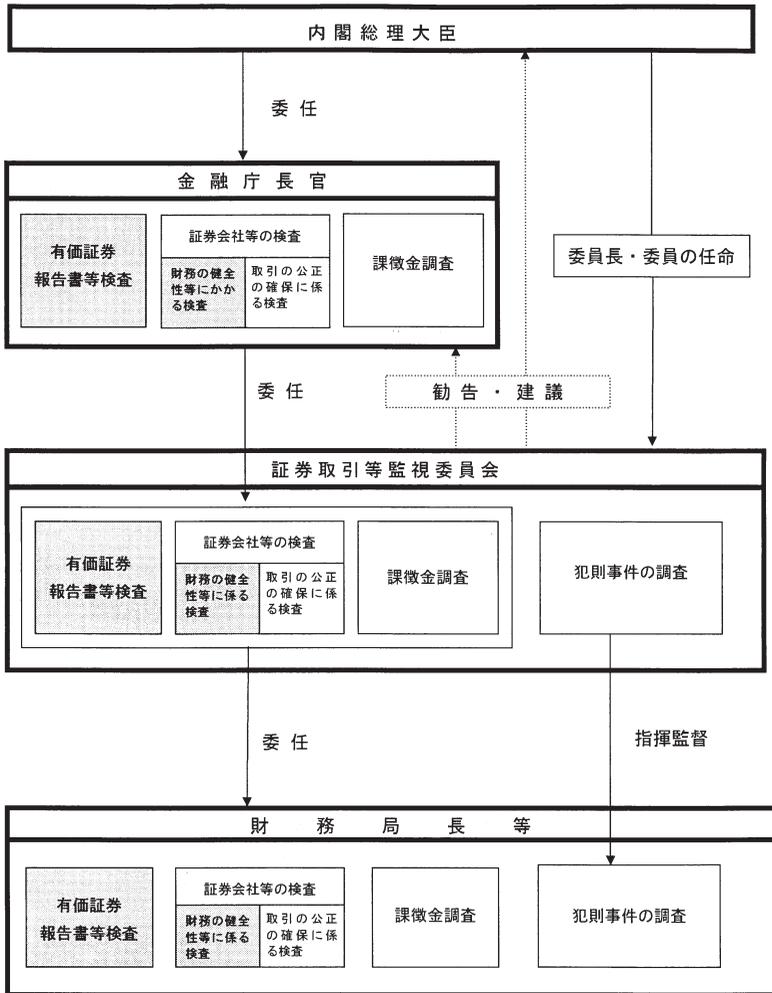
(注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

(17. 4. 1～17. 6. 30)



- (注1) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。  
 ・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）  
 ・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）  
 (注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

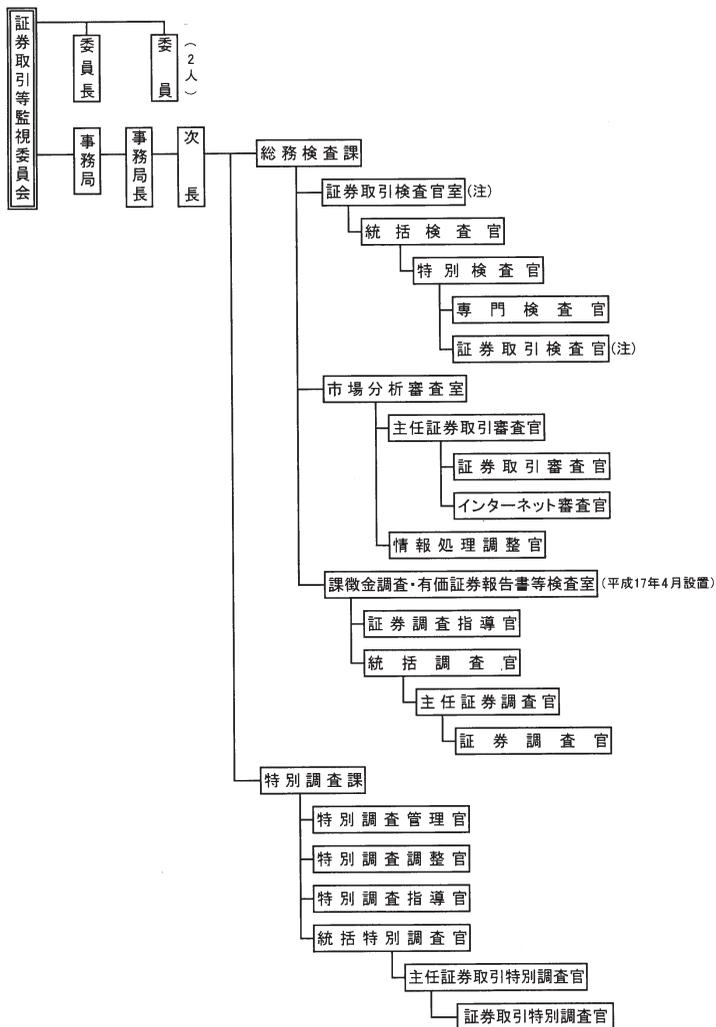
(17.7.1～)



- (注1) 犯則事件の調査については、監視委員会職員固有の権限である。  
 ・任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条、本人確認法第18条）  
 ・強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条、本人確認法第18条）
- (注2) 金融庁長官は委任した権限の一部について、監視委員会は委任した権限の全部について行使することができることとされている。

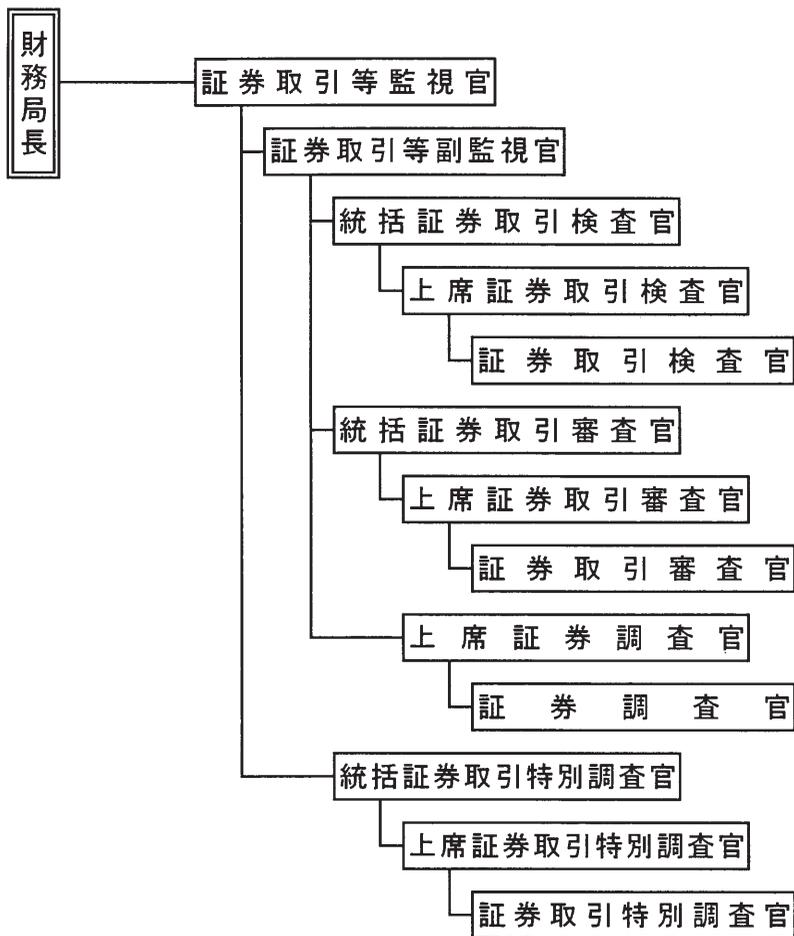
# 1-4 機構図

## 1 監視委員会の機構図



(注) 平成17年7月の検査の一元化により、名称が変更されている。  
 ・証券取引検査官室 → 証券検査官室  
 ・証券取引検査官 → 証券検査官

## 2 財務局の機構図（関東財務局）



(注) 平成17年7月の検査の一元化により、証券検査指導官及び統括証券調査官が新設されるとともに、検査官の名称が変更されている。

- ・統括証券取引検査官 → 統括証券検査官
- ・上席証券取引検査官 → 上席証券検査官
- ・証券取引検査官 → 証券検査官

## 1-5 組織・事務に係る法令の概要

### 1 監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第4条	金融庁の所掌事務
第6条	監視委員会の設置
第8条	監視委員会の所掌事務
第9条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	監視委員会の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

## 2 権限及び範囲に係る規定

### (1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

#### ① 検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[証取法]

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第59条第1項、第3項	第194条の6第2項第1号	証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社、証券会社の親銀行等、証券会社の子銀行等
第65条の2第10項	第194条の6第2項第2号	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第66条の20	第194条の6第2項第3号	証券仲介業者、証券仲介業者と取引する者
第79条の14	第194条の6第2項第4号	日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
第151条	第194条の6第2項第5号	証券取引所、証券取引所の子会社、上場有価証券の発行者
第155条の9	第194条の6第2項第6号	外国証券取引所、外国証券取引所参加者
第189条第1項	第194条の6第2項第7号	[外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合]

[外証法]

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第31条	第42条第2項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引を行う者、特定法人等、特定金融機関、許可外国証券業者、許可外国証券業者と取引を行う者

〔金先法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第52条	第92条第2項第1号	金融先物取引所、金融先物取引所の子会社、金融先物取引所の会員等
第55条の10第1項	第92条第2項第2号	外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者
第77条	第92条第2項第3号	金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者
第90条	第92条第2項第4号	金融先物取引業協会

〔本人確認法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第7条 第8条第1項	第13条第4項	証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証取法及び外証法に基づく権限の範囲

(i) 証券会社

証取法第194条の6第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第1項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条 項	規 定 の 概 要
第29条の2第1項 第32条第1項・第2項	認可の条件 取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止

条 項	規 定 の 概 要
第37条☆	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条☆	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第43条の2	有価証券取引の最良執行方針等
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第61条第1項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務
第129条☆	呑行為の禁止
〔第130条第1項〕	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
〔第119条第1項〕	
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等

条 項	規 定 の 概 要
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第165条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務 向い呑みの禁止
第166条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第167条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第167条の2	無免許市場での取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の☆印は平成17年4月1日に削除。

(ロ) 外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第1項及び第2項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社、その支店と取引を行う者、特定金融機関及び許可外国証券業者等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

(ハ) 登録金融機関

証取法第194条の6第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[証取法]

条 項	規 定 の 概 要
第65条の2第4項 で準用する第29条 の2第1項	認可の条件
第65条の2第5項 で準用する	
第37条☆	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条☆	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第43条の2	有価証券取引の最良執行方針等
第61条第1項	日本証券業協会の非協会会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の2第6項 で準用する	
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第129条☆	呑行為の禁止
〔第130条第1項〕	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
〔第119条第1項〕	
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等

条 項	規 定 の 概 要
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の☆印は平成17年4月1日に削除。

## (二) 証券仲介業者

証取法第194条の6第1項及び第2項第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券仲介業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[証取法]

条 項	規 定 の 概 要
第66条の10	証券仲介業者の明示義務
第66条の11	証券仲介業者の禁止行為
第66条の13	証券仲介業者又はその役職員の禁止行為
第66条の14において準用する	
第42条の2	損失保証・損失補てんの禁止等
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務

(ホ) 証券業協会及び証券取引所

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 4 号、第 5 号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第 4 項に、証券取引所については同条第 5 項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

[証取法]

条 項	規 定 の 概 要
第29条の 2 第 1 項	認可の条件
第32条第 1 項・第 2 項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条☆	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条☆	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の 2	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第43条の 2	有価証券取引の最良執行方針等
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為

条 項	規 定 の 概 要
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第66条の10	証券仲介業者の明示義務
第66条の11	証券仲介業者の禁止行為
第66条の13	証券仲介業者又はその役職員の禁止行為
第129条☆	吞行為の禁止
〔第130条第1項〕	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
〔第119条第1項〕	
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の☆印は平成17年4月1日に削除。

(ハ) 外国証券取引所

証取法第 194条の 6 第 1 項及び第 2 項第 6 号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第 6 項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

[証取法]

条 項	規 定 の 概 要
第29条の 2 第 1 項	認可の条件
第32条第 1 項・第 2 項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条☆	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条☆	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の 2	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第43条の 2	有価証券取引の最良執行方針等
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限

条 項	規 定 の 概 要
第129条☆ [ 第130条第1項 ] [ 第119条第1項 ]	吞行為の禁止 証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第1項	証券会社等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第162条の2	上場等株券の取引の公正確保
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

(注1) 下線は平成17年4月1日より適用。

(注2) 条項の☆印は平成17年4月1日に削除。

ロ 金先法に基づく範囲

(イ) 金融先物取引所会員

金先法第92条第1項及び第2項第1号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第2項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金先法]

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第44条の3第2項 において準用する	
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(ロ) 外国金融先物取引所

金先法第92条第1項及び第2項第2号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国金融先物取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第3項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金先法]

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第47条第1項	外国金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	吞行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(ハ) 金融先物取引業者

金先法第92条第1項及び第2項第3号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第9条第4項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金先法]

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務

条 項	規 定 の 概 要
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	吞行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

(二) 金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第1項並びに第2項第1号及び第4号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第9条第1項に、金融先物取引業協会については同条第5項に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールへの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金先法〕

条 項	規 定 の 概 要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過大な件数の取引等の制限
第47条第1項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第1項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務

条 項	規 定 の 概 要
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の2	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	虚偽の相場の公示の禁止

#### ハ 本人確認法に基づく権限の範囲

証券会社、外国証券会社、金融先物取引業者、登録金融機関

本人確認法第13条第4項により金融庁長官から委任された金融機関等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、同項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[本人確認法]

条 項	規 定 の 概 要
第3条	本人確認義務
第4条	本人確認記録の作成義務等
第5条	取引記録の作成義務等
第6条	金融機関等の免責

## (2) 犯則事件の調査の権限、範囲

### ① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条 本人確認法第18条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条 本人確認法第18条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限

### ② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）及び本人確認法第19条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[証取法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 5 条、第 24 条等	発 行 者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第23条の 3 等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の 3 等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の 2	証券会社等	証券会社に対する認可の条件
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の 2	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何 人 も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等
第158条	何 人 も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何 人 も	相場操縦的行為の禁止
第161条第 1 項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等 関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何 人 も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何 人 も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何 人 も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

[外証法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第7条第3項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社 外国証券会社等	取引報告書の交付義務 損失保証・損失補てん等の禁止

[金先法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第44条	何 人 も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取 引 所 会 員	過当な件数の取引等の制限
第57条第1項	金 先 業 者	許可の条件
第68条	金 先 業 者	広告の規制
第69条	金 先 業 者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条	金 先 業 者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金 先 業 者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金 先 業 者	吞行為の禁止
第91条の2	何 人 も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	何 人 も	虚偽の相場の公示の禁止

[本人確認法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第3条第4項	顧 客 等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

### (3) 課徴金調査の権限、範囲

#### ① 課徴金調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑制するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入されたことにより、監視委員会は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	監視委員会への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
証取法第26条	第 194条の 6 第 3 項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者
証取法第177条	第 194条の 6 第 2 項第 7 号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所、その他必要な場所

(注) 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

#### ② 課徴金調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、証取法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

条 項	規 定 の 概 要
第172条	虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者等への課徴金納付命令
第173条	風説の流布又は偽計により相場を変動させた者への課徴金納付命令
第174条	相場操縦により相場変動させる上場有価証券売買等をした者への課徴金納付命令
第175条	会社関係者等による内部者取引をした違反者への課徴金納付命令

(4) 有価証券報告書等の報告・資料の徴取及び検査の権限

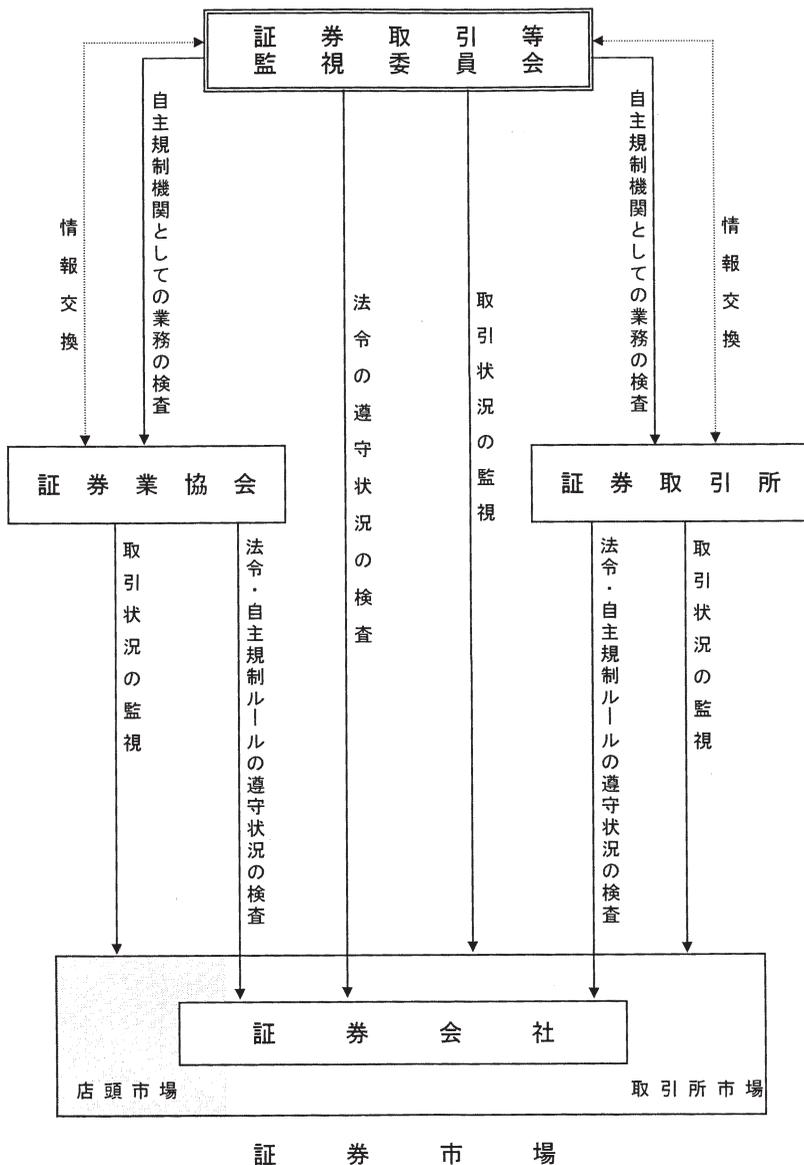
行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、監視委員会が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、内閣総理大臣及び金融庁長官は、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を監視委員会に委任している。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
証券法第26条	証券法第 194条の6 第3項	有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者
証券法第27条の22 証券法第27条の22の2 第2項において準用する	以下同上	公開買付者、その特別関係者、その他の関係者、意見表明報告書の提出者、その関係人
証券法第27条の22 第1項		公開買付者、その特別関係者、その他の関係者
証券法第27条の30		大量保有報告書の提出者、当該提出者の共同保有者、その他の関係者 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社

- (注) 1. なお、上記の報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
2. 有価証券届出書の効力発生前に係る検査権限については、監視委員会に委任されていない。

1-6 監視委員会と自主規制機関との関係の概念図



## 2 監視委員会の活動実績

### 2-1 告発実施状況

#### 1 告発件数等一覧表

区分	4～11事務年度	12事務年度	13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度	合計
告発件数	31	5	7	10	10	11	74
告発人数	140	8	24	22	28	18	240

(注) 事務年度：7月～翌年6月

#### 2 告発事件の概要一覧表（平成17年6月末日現在。関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5. 5. 21	証取法第125条第1項、第2項等（相場操縦）	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。  (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員	6. 10. 3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役2年6月（執行猶予4年） 金融業者役員 懲役2年（執行猶予3年） （いずれも確定）
2	6. 5. 17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長、役員	13. 9. 28（東京地裁） 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15. 11. 13（東京高裁） 役員 懲役1年2月（執行猶予3年） 15. 11. 18（東京高裁） 社長 懲役1年8月（執行猶予4年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6. 10. 14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6. 12. 20 (大阪簡裁) 会社役職員・取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8. 5. 24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9. 10. 24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄・地裁へ差戻し 11. 2. 16 (最高裁) 医師 原判決破棄・高裁へ差戻し 13. 3. 16 (大阪高裁) 医師 控訴を棄却 16. 1. 13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7. 2. 10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7. 3. 24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同役職員 2名 罰金20~50万円 取引先、同職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
5	7. 6. 23	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。  (嫌疑者) 当該会社社長	8. 3. 22 (東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7. 12. 22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。  (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長、役職員、顧客	8. 2. 19 (東京簡裁) 証券会社社長、役職員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8. 12. 24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
7	8. 8. 2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9. 7. 28 (東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10. 9. 21 (東京高裁) 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11. 6. 10 (最高裁) 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12. 3. 24 (東京高裁) 控訴を棄却 (確定)
8	9. 4. 17	証取法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。  (嫌疑者) 雑誌監修人(投資顧問業)	9. 1. 30 (東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
9	9. 4. 8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社長、役員 関連会社	9. 5. 1 (名古屋簡裁) 当該会社役員等(1社4名) 罰金50万円(略式命令) 9. 9. 30 (名古屋地裁) 当該会社社長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9. 4. 25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等	9. 5. 27 (東京簡裁) 割当先社長等(1名3社) 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
11	9. 5. 13	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	野村證券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (疑念者) 当該証券会社 当該会社社長、役員 顧客	11. 1. 20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、役員 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員 懲役8月(執行猶予3年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円  (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9. 9. 17	証券法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一證券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。  (疑念者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長 役職員 顧客	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月(執行猶予2年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月(執行猶予3年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 同日控訴(東京高裁) 13. 10. 25 (東京高裁) 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
13	9. 10. 21	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (疑念者) 当該証券会社 当該会社副社長 役職員 顧客	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
14	9. 10. 23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。  (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、副社長 役職員	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員 懲役10月 (執行猶予2年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月 (執行猶予2年) 11. 1. 29 (東京地裁) 同社役員 懲役10月 (執行猶予3年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 懲役10月 (執行猶予3年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴 (東京高裁) 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。  (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長 役職員 顧客	10. 10. 15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社役職員3名 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役職員2名 懲役8月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
16	10. 3. 9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。  (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社副社長、役員	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役1年 (執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
17	10. 3. 20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該証券会社 当該会社社長、社長 副社長	12. 3. 28 (東京地裁) 証券会社社長 懲役2年6月(執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 社長、同日控訴(東京高裁) 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10. 5. 29	証取法第167条第1号、 同法施行令第31条 同法第200条第6号 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社(他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 親会社役員	10. 8. 26 (横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
19	10. 7. 6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10. 7. 17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10. 11. 10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10. 10. 30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11. 3. 19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12. 3. 28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12. 11. 20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴を棄却 15. 12. 3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
21	10. 12. 17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11. 2. 10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11. 4. 13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年、罰金200万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)
22	11. 2. 10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール㈱の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 同業他社社長	11. 4. 13 (東京地裁) 懲役10月、罰金200万円 11. 10. 29 (東京高裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (確定)
23	11. 3. 4	証取法第159条第1項、 第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。  (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11. 6. 24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (確定)
24	11. 6. 30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取、副頭取	14. 9. 10 (東京地裁) 頭取 懲役3年 (執行猶予4年) 副頭取2名 懲役2年 (執行猶予3年) 17. 6. 21 (東京高裁) いずれも公訴を棄却 いずれも公判係属中 (最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
25	11. 8. 13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長、頭取、副頭取、役員	16. 5. 28 (東京地裁) 会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 頭取 懲役1年(執行猶予3年) 副頭取 懲役1年(執行猶予3年) いずれも公判係属中(東京高裁)
26	11. 12. 3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号等 (相場操縦)	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長、役員	12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
27	11. 12. 27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14. 9. 12 (東京地裁) 副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15. 8. 11 (東京高裁) いずれも控訴を棄却 (確定)
28	12. 1. 31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長、役員	13. 1. 30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
29	12. 3. 21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12. 3. 22 (東京簡裁) 同社役職員2名 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
30	12. 3. 22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14. 10. 10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15. 11. 10 (東京高裁) 控訴を棄却 公判係属中 (最高裁)
31	12. 5. 26	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 取引先役員	12. 7. 19 (東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12. 11. 28	証取法第166条第3項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	㈱ブレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12. 11. 28 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) 追徴金約158万円 (確定)
33	12. 12. 4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。  (嫌疑者) 会社役員等	12. 12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14. 11. 8 (東京地裁) 会社役員1名 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12. 12. 4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったのにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。  (嫌疑者) 会社役員	14. 11. 8 (東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
35	13. 3. 12	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 提携先社員(公認会計士)	13. 5. 29(東京地裁) 提携先社員 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円(確定)
36	13. 4. 27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑者) 会社社長	14. 9. 12(名古屋地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2,818万円(確定)
37	13. 12. 20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員、社員	14. 10. 8(大阪地裁) 社長 懲役2年(執行猶予3年) 副社長 懲役1年(執行猶予3年) 専務 懲役10月(執行猶予3年) (いずれも確定)
38	14. 6. 7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 公認会計士	14. 6. 10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
39	14. 3. 20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号 (相場操縦)	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。  (嫌疑者) 会社役員等	15. 7. 30(東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15. 11. 11(東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 (いずれも確定) 15. 11. 11(東京地裁) 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16. 7. 14(東京高裁) 控訴を棄却 公判係属中(最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
40	14. 3. 26	証取法第166条第1項等 同法第198条第15号 (内部者取引)	㈱ティーンアンドイーンソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16(東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
41	14. 6. 28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボンは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 会長 懲役2年6月 15.9.16(大阪高裁) 会長 控訴を棄却 16.1.16(最高裁) 会長 上告棄却 15.3.31(大阪地裁) 取締役 懲役3年6月 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。  (嫌疑者) 銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴を棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告を棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
43	14. 6. 28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 銀行員(第一次情報受領者)等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約400万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴を棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告を棄却 (いずれも確定) (注) 42号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 会長 懲役2年6月 15. 9. 16 (大阪高裁) 会長 控訴を棄却 16. 1. 16 (最高裁) 会長 上告棄却 15. 3. 31 (大阪地裁) 取締役 懲役3年6月 (いずれも確定) (注) 41号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。  (嫌疑者) 当該株券取引者	15. 3. 28 (広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円(略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
47	14. 12. 16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15. 7. 14 (東京地裁) 会長 懲役2年 (確定)
48	14. 12. 19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15. 9. 10 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金約921万円 (確定)
49	14. 12. 26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	㈱エムティーシーアイは、公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15. 7. 14 (東京地裁) 会長 懲役2年 (確定) (注) 47号事件と一括審理
50	15. 2. 13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社職員等	15. 7. 3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員知人 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約210万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
51	15. 2. 20	証取法第167条第1項等(内部者取引)	<p>㈱ココ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠ココ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 会社職員等</p>	<p>15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金290万円 職員実弟 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円、追徴金約545万円 (いずれも確定)</p>
52	15. 3. 24	証取法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書の提出)	<p>㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社役員</p>	<p>15.9.17 (東京地裁) 専務 懲役2年(執行猶予3年) (確定) 15.12.11 (東京地裁) 常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 常務 控訴を棄却 (確定) 16.10.7 (東京地裁) 会長 懲役8年 公判係属中(東京高裁)</p>
53	15. 5. 28	証取法第167条第1項等(内部者取引)	<p>ニチメン(株)が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員</p>	<p>15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金70万円、追徴金約891万円 (確定)</p>
54	15. 7. 16	証取法第166条第1項等(内部者取引)	<p>㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社職員</p>	<p>16.1.30 (横浜地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約845万円 (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
55	15. 7. 25	証券法第159条第1項第3号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家による取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的とした仮装売買等を行った。  (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 副理事長 無罪 公判係属中 (大阪高裁)
56	15. 7. 30	証券法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けすること (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約936万円 (確定)
57	15. 11. 14	証券法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役10月 (執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約1,105万円 (確定)
58	16. 2. 24	証券法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 当該会社役員等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 (確定) 会社役員B 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 (確定) 会社役員C 懲役2年6月 (執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 公判係属中 (東京高裁) 17. 3. 11 (東京地裁) 会社役員D 懲役3年 (執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
59	16. 2. 27	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社員	16. 5. 27 (名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の半 期報告書及 び有価証券 報告書の提出)	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半 期報告書を提出し、また、同社が 保有する株式の取得価額を水増し して計上した虚偽の記載のある有 価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員 会社役員 公認会計士	17. 3. 4 (東京地裁) 会社役員E 懲役1年6月(執行猶予 3年) 17. 3. 11 (東京地裁) 会社役員D 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注) 58号事件と一括審理 (いずれも確定) 公認会計士 公判係属中(東京地裁)
61	16. 5. 31	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員	16. 9. 3 (大阪地裁) 懲役1年6月(執行猶予 3年) 罰金100万円、追徴金約 945万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。  (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17. 5. 13 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予4年) 17. 5. 20 (大阪地裁) 会社役員B 懲役2年(執行猶予5年) (いずれも確定) 会社役員C 会社役員D 公判係属中(大阪地裁)
63	16. 6. 24	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員等	公判係属中(東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
64	16. 11. 2	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 公判係属中 (大阪高裁)
65	16. 11. 19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を騰貴させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。  (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 5. 2 (大阪地裁) 当該会社社長 懲役3年6月 罰金200万円 (注) 64号事件と一括審理 当該会社 罰金500万円 いずれも公判係属中 (大阪高裁)
66	16. 11. 30	証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を騰貴させることを目的とした見せ玉を行った。  (嫌疑者) 会社員	
67	16. 12. 9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 5. 2 (大阪地裁) 当該会社社長 懲役3年6月 罰金200万円 (注) 64号事件と一括審理 当該会社 罰金500万円 (注) 65号事件と一括審理 いずれも公判係属中 (大阪高裁)
68	17. 1. 26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社となることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	公判係属中 (東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
69	17. 3. 14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株)が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン(株)株式の公開買付けを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 国家公務員	公判係属中(東京地裁)
70	17. 3. 22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 当該会社役員等	17. 6. 27(大阪地裁) 当該会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円、追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円、追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。  (嫌疑者) 当該会社等	公判係属中(東京地裁)
72	17. 3. 22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。  (嫌疑者) 会社役員等	公判係属中(東京地裁)
73	17. 6. 10	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。  (嫌疑者) 業務委託契約先社員	
74	17. 6. 20	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。  (嫌疑者) 個人投資家	公判係属中(東京地裁)

## 2-2 検査実施状況

### 1 検査実施状況一覧表

区 分	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月
証券会社検査	96社	96社	118社	124社	113社
国内証券会社 (委員会) (財務局長等)	82社 (9社) (73社)	82社 (10社) (72社)	98社 (17社) (81社)	107社 (15社) (92社)	96社 (13社) (83社)
外国証券会社 (委員会) (財務局長等)	14社 (14社) (0社)	14社 (14社) (0社)	20社 (20社) (0社)	17社 (17社) (0社)	17社 (17社) (0社)
支店単独検査	27支店	21支店	30支店	23支店	23支店
登録金融機関 (委員会) (財務局長等)	3社 (2社) (1社)	7社 (2社) (5社)	13社 (2社) (11社)	13社 (3社) (10社)	27社 (7社) (20社)
金融先物取引業者 (委員会) (財務局長等)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	0社 (0社) (0社)	1社 (0社) (1社)	0社 (0社) (0社)
自主規制機関 (委員会) (財務局長等)	0社 (0社) (0社)	2社 (2社) (0社)	0社 (0社) (0社)	2社 (2社) (0社)	0社 (0社) (0社)

(注) 1. 上記の計数は、着手件数である。

2. 「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。

## 2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月
国内証券会社	100	102	100	87	97
外国証券会社	97	94	105	102	125
登録金融機関	54	28	21	53	42
金融先物 取引業者	—	—	—	459	—
自主規制機関	—	106	—	60	—

(注1) 臨店期間分について算出したものである。

(注2) 15年7月～16年6月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は1社の実績である。

(注3) 16年7月～17年6月の国内証券会社の最少検査投入人員は12(人・日)、最多検査投入人員は947(人・日)である。

### 3 検査結果の状況

(単位：社)

区 分	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月	14年7月 ～15年6月	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月
検査終了会社数	97	90	135	130	147
証券会社	95	83	122	116	118
登録金融機関	2	7	12	11	28
金融先物 取引業者	—	—	—	1	—
自主規制機関	—	—	1	2	1
問題点が認め られた会社数	62	57	78	67	67
市場ルール等 関係	53	39	50	43	50
営業姿勢関係	10	5	5	7	8
内部管理 体制関係	42	43	57	51	43
そ の 他	—	—	1	1	1

- (注) 1. 「検査終了会社数」とは、平成16検査事務年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社の数をいい、前検査事務年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。
2. 「問題点が認められた会社数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。
3. 「市場ルール等関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社の数をいう。したがって、各項目で重複する会社があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社数」の数値とは一致しない。

#### 4 監視委員会と金融庁検査局との同時検査の実施状況

	13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度
国内証券	つばさ証券 (13. 8. 27) マネックス証券 (13. 10. 15) 東海東京証券 (13. 10. 24) さくらフレンド証券 (13. 11. 26) ディーエルジェイディ レクト・エスエフジー 証券 (13. 12. 12) コスモ証券 (14. 2. 13) 岡三証券 (14. 4. 22)	野村証券 (14. 8. 26) みずほインバスター ズ証券 (14. 12. 2) 松井証券 (15. 1. 15) カブドットコム証券 (15. 1. 15) イー・トレード証券 (15. 1. 15) 三菱証券 (15. 2. 13) メリルリンチ日本証 券 (15. 2. 19) しんきん証券 (15. 5. 8)	大和証券 (15. 7. 25) 大和証券エスエムビー シー (15. 7. 25) 新光証券 (15. 11. 13) 日興コーディアル証 券 (16. 2. 3) ユーエフジェイつば さ証券 (16. 4. 19)	コスモ証券 (16. 8. 26) みずほ証券〔特別検 査〕 (16. 9. 1) 野村証券 (16. 10. 18) みずほ証券 (17. 1. 26) 岡三証券 (17. 4. 11)
外国証券	ゴールドマン・サク クス証券 (13. 8. 27) バークレイズ・キャ ピタル証券 (13. 11. 19) ドレスナー・クライ ンオート・ワッサー スタイン証券 (14. 2. 12) バンクオブアメリカ 証券 (14. 2. 12) クレディ・リヨネ証 券 (14. 4. 22) モルガン・スタンレー 証券 (14. 4. 22)	ビー・エヌ・ピー・パ リバ証券 (14. 8. 26) ジェー・ピー・モルガ ン証券 (14. 11. 18) エービーエヌ・アム ロ証券 (15. 2. 19) HSBC証券 (15. 4. 22)	ドイツ証券 (15. 8. 28) 日興シティグループ 証券 (15. 11. 10)	ゴールドマン・サク クス証券 (16. 11. 4) ジェー・ピー・モルガ ン証券 (17. 4. 20)
計	13社	12社	7社	7社

	13事務年度	14事務年度	15事務年度	16事務年度
登録金融機関	三和銀行 (13. 9. 17) 東海銀行 (13. 11. 7)			
計	2 機関	—	—	—
自主規制機関	東京証券取引所 (14. 5. 8) 大阪証券取引所 (14. 5. 9)		名古屋証券取引所 (16. 5. 11)	
計	2 機関	—	1 機関	—

(注1) ( ) 書は、検査着手日。

(注2) 日興シティグループ証券は、検査着手時においては外証であったため、外証として計上している。

## 5 平成16検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査	
委員会	国内	1 UFJつばき証券	H16. 4. 19	H16. 6. 24	H17. 1. 7	○	○	
		1 楽天証券	H16. 8. 25	H16. 9. 17	H16. 11. 9			
		2 カブドットコム証券	H16. 8. 25	H16. 9. 17	H17. 1. 14			
		3 コスモ証券	H16. 8. 26	H16. 10. 1	H16. 11. 25	○	○	
		4 みずほ証券(特別検査)	H16. 9. 1	H16. 9. 28	H16. 10. 22		○	
		5 ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券	H16. 10. 13	H16. 10. 21	H16. 11. 16			
		6 エンサイドットコム証券	H16. 10. 13	H16. 10. 22	H16. 11. 16			
		7 野村証券	H16. 10. 18	H16. 12. 17	H17. 3. 30		○	
		8 みずほインベスターズ証券	H17. 1. 26	H17. 3. 7	H17. 5. 31			
		9 みずほ証券	H17. 1. 26	H17. 3. 7	H17. 3. 29		○	
		10 岡三証券	H17. 4. 11	H17. 5. 20	H17. 6. 30		○	
		11 イー・トレード証券	H17. 4. 13	H17. 5. 18	H17. 6. 27			
12 しんきん証券	H17. 5. 26	H17. 6. 8	H17. 6. 27					
	外証	1 リーマン・ブラザーズ証券	H16. 2. 18	H16. 5. 21	H16. 12. 20			
		2 キャンターフィッツジェラルド証券	H16. 3. 25	H16. 4. 20	H16. 9. 10	○		
		3 ジェフリーズ証券	H16. 6. 2	H16. 6. 16	H16. 8. 3		○	
		1 ドレスナー証券	H16. 8. 25	H16. 9. 17	H16. 10. 20			
		2 バンクオブアメリカ証券	H16. 8. 25	H16. 9. 9	H16. 9. 22			
		3 モルガン・スタンレー証券	H16. 10. 18	H16. 12. 1	H17. 2. 3			
		4 フィデアリア証券	H16. 10. 25	H16. 11. 12	H16. 11. 26			
		5 ゴールドマン・サックス証券	H16. 11. 4	H16. 12. 17	H17. 3. 4		○	
		6 カナダ・ロイヤル・ドミニオン証券	H16. 12. 8	H16. 12. 17	H17. 2. 4			
		7 イクダ証券	H16. 12. 8	H16. 12. 21	H17. 6. 24			
		8 イニティィー・インスティテューショナル証券	H16. 12. 8	H16. 12. 17	H17. 2. 8			
		9 クレディ・アグリコル インドスエズ証券	H17. 1. 24	H17. 2. 4	H17. 6. 17	○		
10 ビー・エヌ・ビー・パリバ証券	H17. 3. 2	H17. 3. 25	H17. 5. 13					
11 アール・ビー・エヌ証券	H17. 3. 9	H17. 3. 23	H17. 4. 18					
12 ブルデンシャル証券	H17. 5. 30	H17. 6. 1	H17. 6. 14					
	登金	1 三井住友銀行	H16. 5. 12	H16. 10. 12	H16. 12. 1			
		2 シティバンク、エヌ・エイ/東京支店(特別検査)	H16. 5. 18	H16. 6. 28	H16. 9. 14	○		
		1 香港上海銀行/東京支店(特別検査)	H16. 9. 29	H16. 10. 7	H16. 11. 8			
		2 東京三菱銀行	H17. 1. 24	H17. 2. 22	H17. 4. 27			
		3 みずほ銀行	H17. 1. 26	H17. 2. 18	H17. 3. 30			
		4 みずほコーポレート銀行	H17. 1. 26	H17. 2. 15	H17. 3. 28			
		5 りそな銀行	H17. 3. 2	H17. 3. 23	H17. 4. 27			
		6 中央三井信託銀行	H17. 5. 18	H17. 6. 3	H17. 6. 21			
		自主	1 名古屋証券取引所	H16. 5. 11	H16. 5. 28	H16. 7. 1		○

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関、「自主」は自主規制機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成15事務年度に検査に着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注4) 同時検査欄の○は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
関東	国内	1 中央証券	H15. 8. 26	H15. 9. 19	H16. 11. 16	○	
		2 丸福証券	H15. 9. 25	H15. 10. 17	H16. 9. 9		
		3 立花証券	H15. 11. 11	H15. 12. 12	H16. 11. 18		
		4 十字屋証券(特別検査)	H15. 11. 12	H15. 12. 12	H16. 10. 8	○	
		5 水戸証券	H16. 2. 4	H16. 3. 9	H17. 1. 19		
		6 日本アジア証券	H16. 2. 12	H16. 5. 6	H16. 8. 25		
		7 黒川木徳証券(特別検査)	H16. 2. 23	H16. 3. 2	H16. 7. 16		
		8 藍澤証券	H16. 3. 23	H16. 4. 23	H17. 2. 23	○	
		9 ジェット証券	H16. 5. 26	H16. 6. 2	H16. 7. 15		○
		10 セブンキャピタル証券	H16. 6. 9	H16. 6. 14	H16. 7. 15		○
		11 プリヴェンチャーリッチ証券	H16. 6. 9	H16. 6. 11	H16. 7. 14		
		12 三木証券	H16. 6. 9	H16. 7. 23	H16. 12. 20		
		13 三晃証券	H16. 6. 14	H16. 6. 25	H16. 12. 15		
		1 損保ジャパンDC証券	H16. 7. 21	H16. 7. 26	H16. 8. 11		
		2 リテラ・クレア証券	H16. 8. 26	H16. 9. 17	H16. 11. 15		
		3 ビイー・ビイー・エイ証券	H16. 8. 26	H16. 8. 31	H16. 9. 29		
		4 アルプス証券	H16. 8. 26	H16. 9. 14	H16. 10. 28		
		5 東武証券	H16. 8. 26	H16. 9. 10	H16. 10. 6		
		6 新潟証券	H16. 8. 26	H16. 9. 14	H16. 12. 22	○	
		7 三栄証券	H16. 8. 26	H16. 9. 14	H16. 10. 27		
		8 トレイダーズ証券	H16. 8. 30	H16. 9. 8	H16. 10. 13		○
		9 三菱東京ウェルスマネジメント証券	H16. 8. 30	H16. 9. 3	H16. 10. 5		○
		10 エル・ビー・エル日本証券	H16. 9. 8	H16. 9. 14	H16. 11. 10		
		11 いちよし証券	H16. 10. 5	H16. 12. 3	H17. 6. 3	○	
		12 多摩証券	H16. 10. 5	H16. 10. 15	H16. 11. 12		
		13 スターツ証券	H16. 10. 5	H16. 10. 12	H16. 11. 4		
		14 金十証券	H16. 10. 13	H16. 11. 2	H16. 12. 3		
		15 丸大証券	H16. 10. 19	H16. 11. 9	H17. 2. 2		
		16 丸國証券	H16. 10. 20	H16. 11. 9	H17. 2. 3		
		17 室清証券	H16. 10. 20	H16. 11. 10	H16. 12. 8		
		18 そしあす証券	H16. 10. 26	H16. 11. 24	H17. 3. 17		
		19 AIP証券	H16. 11. 1	H16. 11. 9	H16. 12. 8		○
		20 エアーズン証券	H16. 11. 1	H16. 11. 9	H16. 12. 8		○
		21 山二証券	H16. 11. 26	H16. 12. 9	H17. 1. 26		○
		22 ジーク証券	H16. 11. 29	H16. 12. 9	H17. 3. 25		
		23 ニュース証券	H16. 11. 29	H16. 12. 9	H17. 3. 3		○
		24 富岡証券	H16. 11. 30	H16. 12. 9	H16. 12. 27		
		25 武甲証券	H16. 11. 30	H16. 12. 9	H17. 1. 28		
		26 シーエー・エーエム証券	H16. 12. 1	H16. 12. 7	H16. 12. 24		○
		27 大成証券	H17. 1. 19	H17. 1. 31	H17. 2. 22		
		28 のぞみ証券	H17. 1. 19	H17. 2. 8	H17. 3. 4		
		29 中原証券	H17. 1. 19	H17. 2. 8	H17. 3. 4		
		30 アイ・キャピタル証券	H17. 1. 19	H17. 1. 25	H17. 2. 17		○
		31 ジューピック証券	H17. 1. 19	H17. 1. 27	H17. 2. 22		○
		32 ワールド日栄フロンティア証券	H17. 1. 20	H17. 3. 8	H17. 6. 23	○	
		33 バトナム・インベストメント証券	H17. 1. 24	H17. 1. 31	H17. 2. 18		
		34 極東証券	H17. 2. 16	H17. 3. 11	H17. 6. 10		
		35 宇都宮証券	H17. 2. 17	H17. 3. 2	H17. 3. 24		
		36 ナショナル・オーストラリア証券	H17. 2. 17	H17. 2. 25	H17. 3. 18		○
		37 明和証券	H17. 2. 23	H17. 3. 18	H17. 6. 3	○	
		38 白木証券	H17. 3. 1	H17. 3. 11	H17. 4. 19		
		39 日本ファースト証券	H17. 3. 10	H17. 3. 25	H17. 6. 3		○
		40 ひまわり証券	H17. 3. 14	H17. 3. 25	H17. 6. 21		○
		41 オリエント証券	H17. 4. 7	H17. 4. 27	H17. 6. 16	○	○
		42 インタースイストラスト証券	H17. 4. 14	H17. 4. 20	H17. 6. 23		

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧告	同時検査
		43 大和証券練馬支店	H17. 4. 14	H17. 4. 27	H17. 5. 26		
		44 新光証券甲府支店	H17. 4. 14	H17. 4. 27	H17. 6. 2		
		45 日興コーディアル証券大宮支店	H17. 4. 14	H17. 4. 27	H17. 6. 30		
		46 赤木屋証券	H17. 5. 19	H17. 6. 2	H17. 6. 20		
	登金	1 千葉銀行	H16. 6. 9	H16. 6. 22	H16. 7. 29		
		2 東京スター銀行	H16. 6. 9	H16. 6. 18	H16. 7. 16		
		1 関東つくば銀行	H16. 7. 15	H16. 7. 30	H16. 9. 17		
		2 東和銀行	H16. 7. 15	H16. 7. 27	H16. 10. 13		
		3 八千代銀行	H16. 7. 15	H16. 7. 27	H16. 10. 6		
		4 茨城銀行	H16. 7. 15	H16. 7. 27	H16. 9. 16		
近畿	国内	1 タイコム証券	H16. 2. 26	H16. 3. 9	H16. 11. 10		○
		2 篠山証券	H16. 4. 6	H16. 4. 16	H17. 2. 22		○
		3 神崎証券	H16. 5. 25	H16. 6. 4	H16. 8. 25		○
		4 ポートサテライト証券	H16. 5. 25	H16. 6. 8	H16. 10. 15	○	○
		1 内藤証券	H16. 8. 24	H16. 9. 22	H17. 6. 30		○
		2 丸近証券	H16. 8. 30	H16. 9. 14	H16. 11. 11		○
		3 西村証券	H16. 10. 5	H16. 10. 22	H17. 2. 21		○
		4 永和証券	H16. 10. 5	H16. 10. 22	H17. 6. 21	○	○
		5 高木証券	H16. 11. 16	H16. 12. 13	H17. 6. 21		○
		6 日本電子証券	H16. 11. 17	H16. 11. 30	H17. 3. 24		○
		7 大塚証券	H17. 1. 12	H17. 1. 28	H17. 6. 29		○
		8 光証券	H17. 2. 22	H17. 3. 11	H17. 6. 7		○
		9 西脇証券	H17. 5. 24	H17. 6. 3	H17. 6. 29		○
		10 SMCフレンド証券八尾支店	H17. 5. 24	H17. 6. 3	H17. 6. 29		
	登金	1 近畿大阪銀行	H16. 7. 12	H16. 7. 27	H16. 9. 1		
		2 池田銀行	H17. 3. 7	H17. 3. 15	H17. 5. 18		
北海道	国内	1 野村證券函館支店	H16. 8. 30	H16. 9. 10	H16. 10. 19		
		2 みずほインベスターズ証券札幌支店	H16. 11. 29	H16. 12. 10	H17. 2. 4		
		3 大和証券釧路支店	H17. 5. 23	H17. 6. 3	H17. 6. 24		
	登金	1 札幌信用金庫	H16. 9. 21	H16. 10. 1	H16. 11. 25		
		2 北洋銀行	H17. 2. 14	H17. 2. 25	H17. 3. 23		
東北	国内	1 大和証券盛岡支店	H16. 8. 31	H16. 9. 10	H16. 10. 5		
		2 日興コーディアル証券山形支店	H17. 2. 22	H17. 3. 4	H17. 4. 7		
		3 大和証券郡山支店	H17. 3. 14	H17. 3. 25	H17. 4. 7		
		4 大北証券	H17. 4. 12	H17. 4. 27	H17. 6. 13		
		5 U F J つばさ証券盛岡支店	H17. 5. 24	H17. 6. 3	H17. 6. 22		
	登金	1 岩手銀行	H16. 11. 24	H16. 12. 3	H16. 12. 21		
東海	国内	1 大万証券	H16. 8. 23	H16. 9. 9	H16. 10. 22		
		2 豊証券	H16. 9. 28	H16. 10. 22	H17. 2. 18		
		3 大石証券	H16. 11. 16	H16. 11. 30	H17. 6. 29		
		4 トヨタファイナンシャルサービス証券	H16. 11. 24	H16. 12. 3	H16. 12. 22		
		5 アーク証券	H17. 1. 11	H17. 2. 4	H17. 4. 8		
		6 丸八証券	H17. 2. 24	H17. 4. 15	H17. 6. 21	○	
		7 東海東京証券一宮支店	H17. 6. 9	H17. 6. 21	H17. 6. 27		
	登金	1 大垣共立銀行	H16. 7. 15	H16. 7. 22	H16. 8. 19		
		2 岐阜信用金庫	H17. 3. 17	H17. 3. 28	H17. 5. 31		
北陸	国内	1 石動証券	H16. 11. 25	H16. 12. 9	H17. 2. 10		○
		2 島大証券	H17. 1. 18	H17. 2. 1	H17. 3. 28		○
		3 三菱証券金沢支店	H17. 2. 14	H17. 2. 25	H17. 4. 13		
		4 今村証券	H17. 3. 9	H17. 3. 25	H17. 5. 13		
		5 益茂証券	H17. 5. 16	H17. 5. 31	H17. 6. 21		
	登金	1 福井信用金庫	H16. 9. 30	H16. 10. 7	H16. 11. 18		
中国	国内	1 八幡証券	H16. 5. 17	H16. 6. 30	H16. 9. 24		
		1 北田証券	H16. 11. 30	H16. 12. 15	H17. 1. 31		
		2 大山日ノ丸証券	H17. 3. 14	H17. 4. 8	H17. 6. 21		○
		3 東海東京証券広島支店	H17. 4. 11	H17. 4. 22	H17. 6. 16		

担当	区分		被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果 通知日	勧告	同時 検査
	登金	1	山口銀行	H17. 1. 13	H17. 2. 18	H17. 5. 10		
		2	西京銀行	H17. 2. 24	H17. 4. 1	H17. 6. 21		
四 国	国内	7	二浪証券	H16. 6. 1	H16. 6. 23	H16. 9. 22		○
		1	香川証券	H16. 10. 19	H16. 11. 10	H16. 12. 17		○
		2	岡三証券松山支店	H16. 11. 17	H17. 4. 11	H17. 4. 15		
		3	阿波証券	H17. 1. 12	H17. 2. 25	H17. 3. 8		
		4	東海東京証券高知支店	H17. 3. 9	H17. 3. 25	H17. 6. 2		
		5	徳島合同証券	H17. 5. 30	H17. 6. 20	H17. 6. 30		
	登金	1	高知銀行	H16. 8. 31	H16. 9. 10	H16. 10. 4		
		2	伊予銀行	H17. 5. 10	H17. 5. 19	H17. 6. 6		
九 州	国内	1	日興コーディアル証券宮崎支店	H16. 8. 26	H16. 9. 8	H16. 10. 20		
		2	新光証券鹿児島支店	H16. 11. 29	H16. 12. 10	H17. 2. 9		
		3	大和証券大分支店	H17. 2. 14	H17. 2. 25	H17. 4. 14		
		4	日興コーディアル証券鹿児島支店	H17. 3. 14	H17. 3. 25	H17. 4. 14		
	登金	1	肥後銀行	H16. 9. 30	H16. 10. 8	H17. 2. 9		
福 岡	国内	1	飯塚中川証券	H16. 9. 21	H16. 10. 13	H17. 2. 23	○	
		2	三菱証券長崎支店	H16. 11. 24	H16. 12. 7	H17. 2. 21		
		3	前田証券	H17. 1. 11	H17. 2. 8	H17. 4. 12		
		4	新光証券北九州支店	H17. 3. 2	H17. 3. 15	H17. 5. 13		
		5	SMB Cフレンド証券久留米支店	H17. 3. 23	H17. 4. 6	H17. 6. 13		
	登金	1	佐賀銀行	H17. 5. 18	H17. 6. 8	H17. 6. 28		
沖 縄	国内	1	ユナイテッドワールド証券	H16. 11. 9	H17. 1. 27	H17. 3. 4		○

(注1) 区分欄の「国内」は国内証券会社、「登金」は登録金融機関である。

(注2) 斜字体数字は、平成15検査事務年度に検査を着手した法人である。

(注3) 勧告欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注4) 同時検査欄の○は、財務局等理財部（財務部検査課）との同時検査を行ったものである。

## 2-3 勧告実施状況

### 1 勧告実施件数一覧表

区 分	12年7月 ～ 13年6月	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月
勧 告 件 数	34	26	30	26	17
検 査 結 果 に 基 づ く 勧 告	33	25	30	25	17
監視委員会の行った 検査に基づく勧告	11	6	11	9	5
財務局長等の行った 検査に基づく勧告	22	19	19	16	12
犯 則 事 件 の 調 査 に 基 づ く 勧 告	1	1	—	2	1

(注) 平成15・平成16検査事務年度の勧告には、検査に基づく勧告と犯則事件の調査に基づく勧告を併せて行ったものが含まれているので、勧告合計と内訳は一致しない。

## 2 勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

法令違反等の内容	勧告対象の別	12年7月	13年7月	14年7月	15年7月	16年7月	合 計
		～ 13年6月	～ 14年6月	～ 15年6月	～ 16年6月	～ 17年6月	
向い呑み及び呑み行為	会社及び役員	1				1	2
	会社のみ						
	役員のみ						
取引報告書の不交付又は虚偽記載	会社及び役員						
	会社のみ	1					1
	役員のみ						
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役員	2	2	2	1	4	11
	会社のみ				1		1
	役員のみ	11	13	12	8	4	48
委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為	会社及び役員						
	会社のみ	1					1
	役員のみ						
有価証券の売買等に関する虚偽又は重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をする行為	会社及び役員	3			1	3	7
	会社のみ	5	3	1			9
	役員のみ	1	1				2
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役員	2	1				3
	会社のみ	4		2	1		7
	役員のみ				1		1
作為的相場形成	会社及び役員	2	2	4	2	2	12
	会社のみ			2	2		4
	役員のみ	2		1			3
職務上知りえた特別の情報に基づく有価証券の売買及び投機的利益追及	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ	5	8	7	2	1	23
法人関係情報を提供した勧誘	会社及び役員				1		1
	会社のみ						
	役員のみ						
損失補てん等	会社及び役員	1					1
	会社のみ	1			1		2
	役員のみ	1	2				3
適合性原則違反	会社及び役員						
	会社のみ				1		1
	役員のみ						
法人関係情報に係る不正取引の防止上十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役員				1		1
	会社のみ	1	1		2		4
	役員のみ						
投資信託受益証券の乗換勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況	会社及び役員					2	2
	会社のみ						
	役員のみ						
調達資金が親法人への弁済に充てられることの不告知	会社及び役員						
	会社のみ			1			1
	役員のみ						

法令違反等の内容	勧告対象の別	12年7月 ～ 13年6月	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	合 計
引受有価証券の親法人等への売却を行う行為	会社及び役員						
	会社のみ	1					1
	役員のみ						
親法人等との非公開情報の授受	会社及び役員			1			1
	会社のみ						
	役員のみ						
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役員						
	会社のみ						
	役員のみ	3	1	2	2		8
信用の供与の条件として有価証券の売買等をする行為	会社及び役員						
	会社のみ					1	1
	役員のみ						
仮装取引及び馴合い取引	会社及び役員				1		1
	会社のみ				1	1	2
	役員のみ						
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役員		1				1
	会社のみ		2				2
	役員のみ						
一定の配当等の表示を行う行為	会社及び役員	1					1
	会社のみ						
	役員のみ						
検査を忌避する行為	会社及び役員	1					1
	会社のみ						
	役員のみ						
本人確認を行わない行為	会社及び役員					1	1
	会社のみ			1	3		4
	役員のみ						
自主規制業務の不備	会社及び役員						
	会社のみ				1		1
	役員のみ						
合 計	会社及び役員	13	6	7	7	13	46
	会社のみ	14	6	7	13	2	42
	役員のみ	23	25	22	13	5	88

(注) 1. 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。

2. 上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

### 3 勧告事案の概要一覧表

- (凡例) ◎印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。  
 ○印は、会社が勧告の対象となったもの。  
 ・印は、役職員が勧告の対象となったもの。  
 区分欄中段の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。(調査)とは、  
 犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。  
 区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称(表示のないものは、監視委員会の検査)。  
 一連番号欄に※を付したのものについては、補足説明資料を添付。

(平成16年7月～平成17年6月)

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	16.9.10 (検査)	◎ 向い呑み行為  キャンターフィッツジェラルド ショウケン カイシャ リミテッド日本国債部長、同部営業員ほか6名は、その業務に関し、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託注文について、自己が相手方となって取引を成立させた。	会社に対する処分 業務改善命令 〔 ・内部管理体制の充実・強化、 役職員の法令遵守の徹底及び再発防止策を策定すること ・法令違反行為について責任の所在を明確化すること ・上記の対応状況を書面で報告すること 〕  役職員(外務員)に対する処分 〔 ・日本国債部長 職務停止 3 週間 ・同部営業員 職務停止 2 週間 〕
2 ※	16.9.14 (検査)	◎ 有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為  シティバンク、エヌ・エイ丸の内支店営業第2部ヴァイスプレジデント2名は、その業務に関し、平成15年6月4日、同年7月4日及び同年8月28日、複数の顧客に対し、それぞれ、仕組債の私募の取扱いに関し、当該債券の商品性が適切に記載されていない勧誘資料を交付等することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。  ○ 信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為  丸の内支店は、プライベートバンキ	会社に対する処分 業務改善命令 〔 ・内部管理体制の充実・強化 ・再発防止策の策定・実施及び責任の所在の明確化 ・法令遵守体制の充実・強化 ・適正な投資勧誘の履行を確保するための体制についての抜本的見直しとその構築(広告等審査体制の充実・強化を含む) ・上記にかかる改善計画を提出し、直ちに実行すること ・3ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を報告すること 〕

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
2 つづき		<p>ング業務において、平成15年4月、特定の顧客に対して、仕組債の取得の申込みの勧誘と当該債券の取得代金等の融資の提案を併せて行い、当該融資の条件として当該債券を取得させることにより、信用の供与の条件として私募の取扱いを行った。</p>	<p>役員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸の内支店営業第2部ヴァイスプレジデント2名</li> <li>職務停止3週間</li> </ul>
3 ※	16.10.8 (検査) (関東)	<p>◎ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為</p> <p>十字屋証券㈱第二ディーリングチームシニア・ディーラーは、その業務に関し、平成15年3月から同年9月にかけて、複数の上場銘柄の株券について、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、成行又は高い指値の買付けにより当該銘柄の株価を引き上げ、更にその後最良気配又はこれを下回る価格で買付けを注文する、一連の売買取引を行った。</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株券に係る自己売買業務の停止15日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・売買管理体制の充実・強化等「再発防止策」を策定し、役員に周知徹底すること</li> <li>・研修等により全職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・上記の対応状況を書面で報告し、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること</li> </ul> </div> <p>役員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務停止9週間</li> </ul>
4	16.10.15 (検査) (近畿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引一任勘定取引の契約を締結する行為</li> </ul> <p>ポートサテライト証券㈱東京支店営業員は、平成15年3月24日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年3月25日から同16年5月24日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数217回)</p>	<p>役員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務停止3週間</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
5	16.11.16 (検査) (関東)	<p>◎ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>(1) 中央証券株式会社本店営業部副部長は、その業務に関し、平成15年1月24日及び同年3月5日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年1月24日から同年8月22日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数322回)</p> <p>(2) 上記1名のほか1名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約を締結しており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。</p> <p>◎ 有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>本店営業企画部長(当時)、成田支店長(当時)及び東信支店長(当時)は、その業務に関し、平成13年8月31日から同15年3月12日までの間、複数の銘柄の株式につき、多数の顧客に対して買付勧誘を行うに際し、株主になると配当金や株主優待を享受できることを強調した広告において一定額の配当金を将来に亘って毎年受け取れるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。</p>	<p>行政処分等の内容</p> <p>会社に対する処分 業務停止命令 ・本店営業部の株券の売買に係る受託業務の停止2日間</p> <p>業務改善命令 ( ・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること ・広告審査体制の充実・強化を図ること ・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること ・研修等により全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること )</p> <p>役職員(外務員)に対する処分 ( ・本店営業部副部長 職務停止4週間 ・本店営業企画部長 職務停止3週間 ・成田支店長 職務停止3週間 ・東信支店長 職務停止3週間 )</p>
6	16.11.25 (検査)	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>コスモ証券株名古屋支店営業員(当時)は、平成14年1月25日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年1月28日から同年6月7日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数49回)</p>	<p>役職員(外務員)に対する処分 ・職務停止2週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 ※	16.12.22 (検査) (関東)	<p>◎ 有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為</p> <p>新潟証券㈱代表取締役社長ほか1名は、その業務に関し、平成元年1月から同16年8月にかけて、割引金融債の取引に関し、多数の顧客に対し、実際には取得させる意思がないにもかかわらず、割引金融債を取得させる旨を述べ、また、取得させた事実がないにもかかわらず、虚偽の内容の取引報告書及び有価証券預り証を交付することにより虚偽の表示を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全店舗におけるすべての証券業に関する業務の停止1ヶ月</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資者保護の観点から顧客に対し適切な対応をとること</li> <li>・責任の所在の明確化及び責任ある経営体制を確立すること</li> <li>・取締役会、監査役会等における牽制機能や内部管理体制の充実・強化を図るとともに、外部監査を含む適正な監査体制を構築するなど、法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役職員に周知徹底すること</li> <li>・全店全業務の停止期間中も利用しつつ、研修等を実施するなど、全役職員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・上記についてその対応状況を書面で報告すること、また、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外務員の登録取消し</li> </ul>
8	17. 1. 7 (調査) (検査)	<p>○ 馴合い売買</p> <p>ユーエフジェイつばさ証券㈱は、平成13年6月4日から同月20日までの間、東京証券取引所において、前後12取引日にわたり、株式会社キャッツ株券合計35万5000株について、当該証券会社のする売付け又は買付けと同時期に、それと同価格において、他人が同株式を買い付け又は売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付け又は買付けをし、もって、同株券について馴れ合いの売買を行った。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の計算による株券の売買業務の停止10日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の策定</li> <li>・内部管理体制の充実・強化及び売買監視体制の充実・強化</li> <li>・役職員の法令遵守意識の徹底・研修の実施及び責任の所在の明確化</li> <li>・上記の対応状況を書面で報告すること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
8 つづき		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引一任勘定取引の契約の締結をする行為</li> </ul> <p>大阪支店営業部 証券投資課証券投資コンサルタントは、平成13年7月下旬から同年11月下旬にかけて、複数の顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年7月26日から同16年2月26日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数344回)</p>	<p>役員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務停止 4 週間</li> </ul>
9	17. 2. 23 (検査) (福岡)	<p>◎ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>飯塚中川証券(株)取締役は、その業務に関し、平成11年6月16日及び同15年6月19日、複数の顧客との間で、株券等の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年6月17日から同16年9月15日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数912回)</p>	<p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本店営業部の業務のうち、株券及び債券の売買に係る受託業務の停止 1 日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守に係る経営姿勢及び取締役の果たすべき役割を明確にすること</li> <li>・ 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・ 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、全役員に周知徹底すること</li> <li>・ 研修等により全役員に対して法令遵守意識の徹底を図ること</li> <li>・ 社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること</li> <li>・ 上記についてその対応状況を書面で報告すること、その実施状況を四半期ごとに書面で報告すること</li> </ul> <p>役員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務停止 14 週間</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10	17. 2. 23 (検査) (関東)	<p>◎ 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為</p> <p>藍澤証券㈱ディーリング部ディーラーは、平成15年4月から同年10月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株券について、他の市場参加者からの注文を誘うことにより、当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、約定させる意思のない一連の指値の買付注文を行った。</p> <p>◎ 実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為</p> <p>三島支店支店長（当時）及び同支店営業課課長代理（当時）は、平成14年7月から同年8月にかけて、その業務に関し、特定の上場銘柄の株券について、顧客が当該銘柄の株価を引き上げようことを意図して、高指値の買付注文等により、一連の有価証券の売買取引を行っていることを認識しながら、当該一連の買付注文等を受託、執行した。</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の計算による株券の売買業務の停止10日間</li> <li>・三島支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止5日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化等を図るとともに責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること</li> <li>・全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること</li> </ul> <p>役職員（外務員）に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーリング部ディーラー職務停止8週間</li> <li>・三島支店長（当時）職務停止9週間</li> <li>・三島支店営業課課長代理（当時）職務停止6週間</li> </ul>
11	17. 6. 3 (検査) (関東)	<p>◎ 「投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当する業務を営む行為</p> <p>いちよし証券㈱常務取締役ほか1名は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換え勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況を作り出し、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないことにより、投資信託受益証券の乗換</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること</li> <li>・全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること</li> </ul>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
11 つづき		えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。	役員（外務員）に対する処分 ・職務停止 2 週間
12	17. 6. 3 (検査) (関東)	<p>◎ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>明和証券㈱小山支店長（当時）は、その業務に関し、平成14年12月初め、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成14年12月3日から同15年9月18日までの間、取引を受託、執行した。（売買回数195回）</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令 ・小山支店の業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止 4 日間</p> <p>業務改善命令 （ ・内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在及び法令遵守に係る経営姿勢の明確化を図ること ・法令違反行為の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役員に周知徹底すること ・全役員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること ）</p> <p>役員（外務員）に対する処分 未定</p>
13	17. 6. 16 (検査) (関東)	<p>・ 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>オリエント証券㈱第二営業部営業員は、平成14年10月11日から同17年4月25日までの間、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。（売買回数332回）</p>	役員（外務員）に対する処分 ・職務停止 8 週間
14	17. 6. 17 (検査)	<p>◎ 有価証券の売買又は委託の取次ぎにおいて本人確認を行わない行為及び本人確認記録を作成しない行為</p> <p>クレディ アグリコル インドスエズ セキュリティズ（ジャパン）リミテッド取締役ほか1名は、平成15年2月26日から同17年1月21日までの間、その業務に関し、複数の法人顧客につき、当該法人顧客若しくは当該取引の任に当たる自然人に係る必要な本人確認を行うことなく、又は、本人確認記録を作成することなく、取引口座を開設した。</p>	<p>会社に対する処分 是正命令 （ ・当該違反行為の是正 ・責任の所在の明確化 ・役員等の法令遵守意識の徹底 ・本人確認及び本人確認記録の作成の徹底を含む顧客管理体制の構築とその実効性の確保 ・上記の対応状況を書面で報告すること ）</p> <p>役員（外務員）に対する処分 ・職務停止 2 週間</p>

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15	17. 6. 21 (検査) (東海)	<p>◎ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>(1) 丸八証券㈱常務執行役員法人部長(当時)は、その業務に関し、平成15年10月29日及び同16年1月初旬、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年10月31日から同17年2月23日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数226回)</p> <p>(2) 本店営業部部长は、その業務に関し、平成15年10月初旬、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年10月3日から同16年7月22日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数50回)</p> <p>(3) 本店営業部次長は、その業務に関し、平成16年6月29日から同年7月29日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年6月29日から同年7月14日までの間、同年7月27日及び同年7月30日から同年8月5日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数218回)</p> <p>(4) 本店営業部課長は、その業務に関し、平成13年6月下旬及び同16年7月29日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年9月12日から同17年3月7日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数188回)</p>	<p>会社に対する処分 業務停止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全店における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間</li> <li>・本店営業部における業務のうち、株券の売買に係る受託業務の停止2日間</li> </ul> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守に係る経営姿勢を明確にすること</li> <li>・内部管理体制の見直しを図るとともに、責任の所在の明確化を図ること</li> <li>・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定すること</li> <li>・全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること</li> <li>・社内検査の充実・強化のための具体策を策定すること</li> </ul> <p>役職員(外務員)に対する処分 未定</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		<p>(5) 本店営業部課長は、その業務に関し、平成16年4月頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年4月26日から同年7月9日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数74回)</p> <p>(6) 西尾支店次長は、その業務に関し、平成16年7月頃、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年7月26日から同年7月27日までの間及び同年8月2日、取引を受託、執行した。(売買回数42回)</p> <p>(7) 蒲郡支店次長は、その業務に関し、平成16年1月8日から同年7月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年1月8日から同年8月6日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数114回)</p> <p>(8) 蒲郡支店次長は、その業務に関し、平成16年7月8日から同年7月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成16年7月8日から同年8月5日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数78回)</p> <p>(9) 上記8名ほか7名が、その業務に関し、取引一任勘定取引の契約を締結しており、証券会社が行ったこれらの契約の締結行為は、上記法令違反に該当する。</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日 (区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16	17. 6. 21 (検査) (近畿)	<p>・ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為</p> <p>永和証券(株)東京支店営業2課歩合外務員は、平成15年7月頃から同年8月頃にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成15年7月22日から同16年5月31日までの間、取引を受託、執行した。(売買回数537回)</p>	<p>役職員（外務員）に対する処分 未定</p>
17	17. 6. 23 (検査) (関東)	<p>◎ 「投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当する業務を営む行為</p> <p>ワールド日栄フロンティア証券(株)取締役営業本部長及び専務取締役（当時）は、その業務に関し、営業員に対し適切な指導を行っていないことにより、営業員が繰上償還を迎える投資信託受益証券の乗換え勧誘をする場合において、当該乗換えに関する重要な事項である償還乗換優遇制度について顧客に対し説明を行わない状況となっており、かつ、当該説明の状況についての社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を有効に機能させていないことにより、投資信託受益証券の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況のまま業務を営んでいた。</p>	<p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>〔 ・ 内部管理体制の充実・強化を図るとともに、責任の所在の明確化を図ること ・ 法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底すること ・ 全役職員に対し法令遵守意識の徹底を図る観点から、実効ある方策を講じること 〕</p> <p>役職員（外務員）に対する処分 未定</p>

## 勧告事案の概要一覧表 補足説明

### ○シティバンク、エヌ・エイ東京支店に係る勧告資料

(勧告事案の概要一覧表 一連番号2)

#### 1. 有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当該登録金融機関丸の内支店においては、個々の顧客の投資意向に応じて各種条件が付されて発行される仕組債の私募の取扱いを行っているが、当該私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為として、次のような事例が認められた。

##### (事例1)

同支店営業第2部ヴァイスプレジデントAは、2名の顧客に対し、平成15年6月4日及び同年8月28日、仕組債を勧誘する際に、勧誘資料の交付等により、流動性に乏しく償還前に一定の価格程度で途中売却することが困難であるにもかかわらず、何時でも一定の価格程度で途中売却することが可能であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

##### (事例2)

同支店営業第2部ヴァイスプレジデントBは、1名の顧客に対し、平成15年7月4日、仕組債を勧誘する際に、勧誘資料の交付等により、為替レートの変動により元本が毀損する可能性や利息が受け取れなくなる可能性があるにもかかわらず、元本が毀損せず確実に利息が受け取れるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行った。

## 2. 信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為

当該登録金融機関丸の内支店においては、信用の供与の条件として私募の取扱いをする行為として、次のような事例が認められた。

(事例)

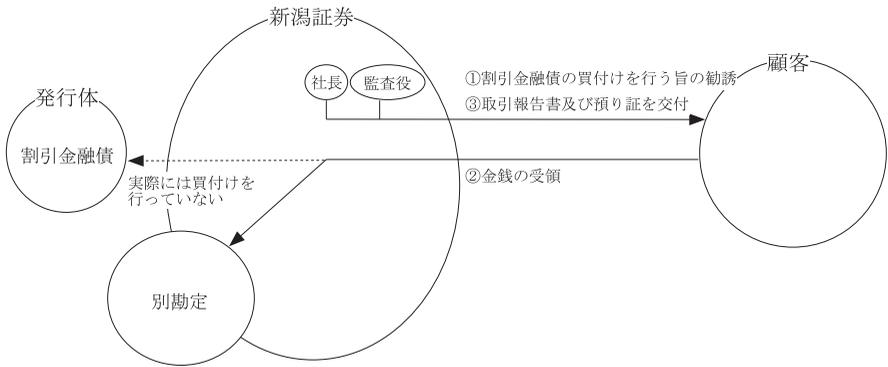
同支店営業第1部営業員は、平成15年4月、海外投資資金の融資を希望する顧客に対し、仕組債の取得の申込みの勧誘と当該仕組債の取得代金に充てるための融資額の増額の提案を併せて行い、当該融資の条件として仕組債を取得させた。

### ○十字屋証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号3）

本件は、4銘柄の株式について、株価を意図的に引き上げ、当社の計算により取得したポジションを当社に有利な価格で売り抜けて売買益を獲得するため、おおむね以下のような売買取引手法を使って、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引を行った。

- ① 成行又は直近約定価格を上回る指値の買い注文による買上り買付けを行う。
- ② ①により株価を引き上げた後、その時点での買い注文の最良気配の価格及びそれを下回る価格にまとまった数量の買い注文を出す。
- ③ 他の市場参加者から、当該最良気配を上回る価格に買い注文が出てきたら、取得したポジションを順次売り抜けていく。
- ④ 取得したポジションの売抜けが完了したら、②の買い注文のうち約定していないものを取り消す。

○新潟証券に係る勧告資料（勧告事案の概要一覧表 一連番号7）



## 2-4 建議実施状況

### 1 建議実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4～10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	合 計
検査結果に基づく建議	0	1	0	0	2	1	0	4
犯則事件調査の結果に基づく建議	2	1	0	0	0	0	0	3

### 2 建議案件の概要一覧表

(17年6月末現在)

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
6. 6. 14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9. 12. 24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株券の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11. 12. 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12. 3. 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 4. 22	<p>証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。</p>
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講じるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客が空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、自社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、このアナリストは、その契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、この発行体に係る株券について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前にこの株券の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるための措置を講じるよう建議した。	金融庁は、日本証券業協会に対しアナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制の構築について周知・指導の徹底を要請し、これを受け日本証券業協会は「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

## 2-5 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分	12年7月 ～ 13年6月	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月
価格形成に関するもの	62	112	147	154	153
内部者取引に関するもの	190	249	495	500	506
そ の 他	13	31	42	33	15
合 計	265	392	684	687	674
(委員会)	144	270	429	382	367
(財務局等)	121	122	255	305	307

### 3 自主規制機関の活動実績

#### 3-1 日本証券業協会の活動状況

##### 1 監査の実施状況

###### (1) 会員

(単位：社)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
国内証券会社	70	89	88	90	79
外国証券会社	20	14	21	14	16
合 計	90	103	109	104	95

(注) 上記のうち、16年9月以降29社（国内証券会社 24社、外国証券会社 5社）について、証券取引所と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当協会と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

###### (2) 特別会員

(単位：機関)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
都市銀行等	9	7	11	8	8
地方銀行	21	20	22	22	19
第二地銀協地銀	17	17	18	18	14
信用金庫等	10	13	12	13	12
生命保険会社	5	5	5	5	4
損害保険会社	6	5	4	5	5
そ の 他	3	3	3	1	0
合 計	71	70	75	72	62

(注) 「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行等、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社等である。

## 2 売買審査の実施状況

(単位：銘柄)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	2,608	2,627	2,603	4,162	5,412
	18	3	1	61	94
内部者取引に関するもの	1,886	2,132	3,134	3,071	2,992
	25	20	30	45	76
その他の観点	19	12	7	0	0
	19	12	7	0	0
合 計	4,513	4,771	5,744	7,233	8,404
	62	35	38	106	107

(注1)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、更に詳細な審査を要した銘柄をいう。

(注2)上記のうち、16年4月～17年3月の審査件数には、(株)ジャスダック証券取引所が行った件数も含まれる(日本証券業協会が開設する「店頭売買有価証券市場」として位置づけられていたジャスダック市場は、平成16年12月3日に証取法上の「取引所有価証券市場」の免許を取得し、同年12月13日に証券取引所としての市場開設業務を開始した。)

## 3-2 証券取引所の活動状況

### 1 検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）

（単位：社）

区 分		12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
総 合 取 引 参 加 者	国内証券会社	35	41	36	39	39
	外国証券会社	10	9	8	7	9
国債先物等取引参加者		0	0	0	0	0
合 計		45	50	44	46	48

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）上記のうち、16年9月以降26社（国内証券会社 21社、外国証券会社 5社）について、日本証券業協会等と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

（大阪証券取引所）

（単位：社）

区 分		12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
国内証券会社		15	11	16	11	19
外国証券会社		0	0	1	5	5
合 計		15	11	17	16	24

（注1）上記の計数は終了件数。

（注2）上記のうち、16年9月以降19社（国内証券会社 15社、外国証券会社 4社）について、日本証券業協会等と新合同検査（複数の機関が同時に臨店して一体的に検査を実施する方法）を行った。

（新合同検査は、その検査対象先により、検査を行う機関が異なるため、当取引所と他の機関の新合同検査件数は一致しない。）

## 2 売買審査の実施状況

(東京証券取引所)

(単位：件数)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数	調査件数
	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	862	1,250	1,496	2,994	2,337
	116	86	70	44	53
内部者取引に関するもの	3,788	4,941	5,058	9,344	11,668
	299	246	183	200	266
その他の観点	29	40	68	145	277
	5	5	12	16	11
合 計	4,679	6,231	6,622	12,483	14,282
	420	337	265	260	330

(大阪証券取引所)

(単位：銘柄)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,119	874	896	2,164	2,125
	8	6	13	11	5
内部者取引に関するもの	1,342	1,213	1,796	2,196	2,007
	5	8	14	10	16
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合 計	2,461	2,087	2,692	4,360	4,132
	13	14	27	21	21

(注)「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

### 3-3 金融先物取引業協会の活動状況

#### 監査の実施状況

(単位：社)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
銀 行	3	2	2	1	1
証 券 会 社	7	11	9	10	9
短 資 会 社	0	-	-	-	-
そ の 他	5	1	3	1	1
合 計	15	14	14	12	11

(注)「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

### 3-4 東京金融先物取引所の活動状況

#### 考査実施状況

(単位：社)

区 分	12年4月 ～ 13年3月	13年4月 ～ 14年3月	14年4月 ～ 15年3月	15年4月 ～ 16年3月	16年4月 ～ 17年3月
銀 行	9	4	5	2	5
証 券 会 社	7	10	5	7	15
短 資 会 社	-	-	-	-	-
そ の 他	0	0	0	1	0
合 計	16	14	10	10	20

(注1)「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

(注2)「証券会社」の「16年4月～17年3月」期には、証拠金の分別管理状況に係わる書類考査先、8社を含む。

#### [参考]

取 引 所 会 員 数 (年 度 末)	111	94	86	67	68
------------------------	-----	----	----	----	----

## 基本的考え方 —新体制の発足にあたって—

### 〈監視委員会の使命〉

監視委員会の使命は、

- ・取引の公正の確保を図り
- ・市場に対する投資者の信頼を保持する

ことである。

### 〈目標〉

新体制においても、引き続き

個人投資家の保護に全力を尽くす

ことを最大の目標とする。

### 〈基本方針〉

この目標を達成するための監視委員会の基本方針は、以下のとおり。

- ・ **市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃**  
相場操縦やインサイダー取引など、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。例えば、いわゆる仕手筋等による大規模な相場操縦等の徹底摘発を図る。
- ・ **市場仲介者の法令違反行為の摘発**  
投資者の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発を図る。
- ・ **有価証券発行体の虚偽の開示等の摘発**  
有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載等、投資者を欺き、自らの資金調達を不正に有利に行おうとする発行体の徹底摘発を図る。

## ＜重点事項＞

この基本方針を着実に実施していく上で、監視委員会として当面重点をおく活動を示すと、以下のとおり。

### ・課徴金調査の的確な実施

17年4月以降インサイダー取引等の不正取引及び有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与される。監視委員会としては、課徴金調査のための体制整備に努め、当該調査を的確に実施する。

### ・検査一元化への的確な対応

17年7月以降金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大される。監視委員会としては、そのための体制整備に努め、新たに付与される検査権限を的確に行使し、効率的で深度ある検査を実施する。

### ・新商品等市場の新たな動きへの対応

近年様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか等、機動的に調査・検査を行う。

また、外国為替証拠金取引の検査権限が監視委員会に付与された際には、的確に対応する。

### ・クロスボーダー取引への対応

金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われる例があるが、監視委員会として、こうした取引の実態解明に積極的に取り組むとともに、外国当局とこれまで以上に緊密に連携をとることにより、適切に対処していく。

### ・人員の増強

基本方針を着実に実施するためには、引き続き、人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

### ・監視委員会のプレゼンスの向上

監視委員会の存在自体が、不正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図るとともに、投資者の監視委員会に対する信頼ひいては証券市場に対する信頼が一層向上するように努める。そのため、摘発実績をあげるとともに、監視委員会のホームページや講演会等を通じて、監視委員会の活動状況をより多くの方々へ理解していただくよう努める。

## 証券検査に関する基本指針

### I 検査の基本事項

#### 1. 検査の目的

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の検査は、監視委員会が、検査対象先（次の「2. 検査対象先」に掲げる者。）の法令の遵守状況等を検証するとともに、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、内閣総理大臣（金融庁長官）に対し検査対象先等に対する適切な措置、施策等を求めることにより、公益又は投資者等の保護を図ることを目的とするものである。

#### 2. 検査対象先

- (1) 証券会社（証券取引法第59条第1項、第194条の6第2項第1号及び同条第3項）
- (2) 登録金融機関（証券取引法第65条の2第10項、第194条の6第2項第2号及び同条第3項）
- (3) 証券仲介業者（証券取引法第66条の20、第194条の6第2項第3号及び同条第3項）
- (4) 証券業協会（証券取引法第79条の14、第194条の6第2項第4号及び同条第3項）
- (5) 投資者保護基金（証券取引法第79条の77、第194条の6第3項）
- (6) 証券取引所（証券取引法第151条、第194条の6第2項第5号及び同条第3項）
- (7) 外国証券取引所（証券取引法第155条の9、第194条の6第2項第6号及び同条第3項）
- (8) 証券取引所持株会社（証券取引法第106条の27、第194条の6第3

- 項)
- (9) 証券取引清算機関（証券取引法第156条の15、第194条の6第3項）
  - (10) 証券金融会社（証券取引法第156条の34、第194条の6第3項）
  - (11) 外国証券会社（外国証券業者に関する法律第31条第1項、第42条第2項及び第3項）
  - (12) 許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第31条第3項、第42条第2項及び第3項）
  - (13) 金融先物取引所（金融先物取引法第52条第1項、第145条第2項第1号及び同条第3項）
  - (14) 金融先物取引所持株会社（金融先物取引法第34条の48第1項、第145条第3項）
  - (15) 外国金融先物取引所（金融先物取引法第55条の10第1項、第145条第2項第2号及び同条第3項）
  - (16) 金融先物取引業者（金融先物取引法第85条第1項、第145条第2項第3号及び同条第3項）
  - (17) 金融先物取引業協会（金融先物取引法第113条第1項、第145条第2項第4号及び同条第3項）
  - (18) 金融先物清算機関（金融先物取引法第131条第1項、第145条第3項）
  - (19) 投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項）
  - (20) 受託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第39条第1項、第225条第2項第1号及び同条第3項）
  - (21) 投資信託協会（投資信託及び投資法人に関する法律第55条第1項、第225条第2項第2号及び同条第3項）
  - (22) 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第213条第2項、第225条第3項）

- (23) 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第36条第1項、第51条の2第2項及び第3項）
- (24) 証券投資顧問業協会（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第46条第1項、第51条の2第3項）
- (25) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第150条の4、第229条第2項第1号及び同条第3項）
- (26) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第156条第1項、第229条第3項）
- (27) 特定目的信託の原委任者（資産の流動化に関する法律第225条第1項、第229条第2項第2号及び同条第3項）
- (28) 保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項）
- (29) 振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第1項、第308条第2項）
- (30) 登録機関（社債等登録法第10条、第9条第3項）
- (31) その他、上記(1)から・までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により監視委員会に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ．証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第1号）
- ロ．登録金融機関（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第2号）
- ハ．証券金融会社、保管振替機関又は振替機関（本人確認法第8条、

### 第13条第3項及び第5項)

(注) ( ) 書きは、検査権限及び監視委員会への委任規定である。

## 3. 検査官の心構え

- イ. 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。
- ロ. 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めなければならない。
- ハ. 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。
- ニ. 検査官は、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。
- ホ. 検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 4. 関係部局との連携

検査を実施するに当たっては、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、監視委員会と財務局等（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。

また、金融庁検査・監督部局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）との連携を図るものとする。

## 5. 自主規制機関との情報交換等

- イ. 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図る

ことで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ロ．自主規制機関による調査業務の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

## II 検査実施の手続等

### 1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

監視委員会は、毎検査事務年度の当初に検査基本方針及び検査基本計画を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、次の事項に留意し、策定した検査基本方針及び検査基本計画を公表するものとする。

イ．証券市場をめぐる環境の変化等への的確な対応

ロ．検査要員、日程、予算等についての十分な配慮

### 2. 検査の方式

検査は、次の方式によるものとする。

#### (1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、前回検査の結果、検査対象先に関する情報及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

#### (2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

### 3. 検査予告

監視委員会及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

#### 4. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、検査着手日の前日とする。

#### 5. 検査実施の留意事項

##### (1) 検査証票等の提示

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

##### (2) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

##### (3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

##### (4) 検査マニュアルの取扱い

検査官は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関、投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者の検査においては、検査マニュアルを参考として行うものとする。

ただし、検査マニュアルは、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、各項目を機械的、画一的

に検査することのないよう留意するものとする。

(5) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(6) 事実及び経緯の記録

検査官は、帳簿その他の証書類を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先責任者等から事実関係の確認を得るものとする。

なお、主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令に抵触するかどうかの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になった時は、直ちに証券検査官室長（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

## 6. 検査資料の徴求

### (1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

### (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則としてコンプライアンス部門等を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

### (3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取扱いに十分注意するとともに、原則として、検査終了時まで返却するものとする。

## 7. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、監視委員会及び財務局等による適切な検査の実施を確

保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2通りの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、監視委員会においては総務検査課長又は証券検査官室長、財務局等においては証券取引等監視官（必要に応じ証券検査官室長）とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、監視委員会の検査においては証券検査官室長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査官室長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

検査着手日から検査結果通知書交付日までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

## 8. 講評等

- ① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。
- ② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。
  - イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や内部管理等の業務運営上の問題又は経営管理上の問題（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。
  - ロ. 上記イ. のうち、意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。
- ③ 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- ④ 講評の際の出席者
  - イ. 当局  
原則として、主任検査官のほか検査官1名以上とする。
  - ロ. 検査対象先  
検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。
- ⑤ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

## 9. 意見申出制度

意見申出制度は、監視委員会及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続きの透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査着手日及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

### (2) 意見申出制度の概要

#### ① 意見申出書の提出等

イ. 検査官と検査対象先との間に意見相違が明らかになった事項について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、監視委員会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合

わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書を提出した上で意見申出書の返却を求める。

## ② 審理手続等

イ．意見申出事項は、監視委員会事務局（証券検査官室以外の課室）が作成した審理結果（案）に基づいて委員会において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書に反映させる。

## ③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

## 10. 検査結果の通知

検査の結果については、監視委員会委員長名（財務局等にあつては局長名）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

## 11. 検査結果等の公表

### (1) 検査結果の公表

監視委員会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、監視委員会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上等で公表するものとする。

イ．勧告に至った事案について、検査結果通知後、直ちに公表する。

この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。

ロ．勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、

適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。

ハ、監視委員会が行った検査事務の処理状況について、1か年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

#### (2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、検査着手から検査終了までの間、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。

### Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日以降を検査基準日とする検査から実施する。